



**令和 2 年度産業経済研究委託事業（経済産業政
策・第四次産業革命関係調査事業費（我が国基盤
産業の競争環境及び諸外国の企業結合等に係る競
争政策の動向に関する調査））調査報告書**

2021 年 3 月 26 日

NERA エコノミックコンサルティング

目次

要約 i

1.	我が国基盤産業を想定した競争環境に関する調査・評価	1
1.1.	総論	1
1.2.	日立、東芝、東京電力、中部電力による原子力事業の共同事業化	1
2.	諸外国における競争法上の問題解消措置の調査	23
2.1.	構造的措置と行動的措置の適用基準	23
2.2.	類型ごとの問題解消措置の件数	24
2.3.	問題解消措置の近年の傾向	33
2.4.	小括	36
3.	諸外国における競争法上の例外的な措置の調査	37
3.1.	基本的な考え方	37
3.2.	競争法上の例外的な措置に関する事例.....	53
参考文献		64
文献		64
事例		71

要約

近年、第四次産業革命の進展等により、世界各国において経済・社会環境が大きく変わりつつある。このような環境変化により、企業結合や業務提携などの局面において、競争に対する制限効果や促進効果等を従来の手法のみで評価することは困難となっており、より複雑な状況を反映した評価手法の適用が求められている。

加えて、国際情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機として、我が国経済・社会を支える基盤的な産業のサプライチェーンの強化に対する要求が高まっており、市場の競争促進という観点のみならず、我が国経済・社会を支える産業を維持できる形で競争環境を整備すること、また、そのために必要となる中長期的な産業競争力を確保することが喫緊の課題となっている。

今後、国内市場の縮小や海外企業との競争の活発化により、事業再編や業務提携による産業の集約化、コスト効率化等に対するニーズが、様々な領域で益々高まると考えられるところ、我が国の基盤産業を想定してより適切な競争環境の評価に取り組むことや、諸外国における対応状況について調査することは、今後の我が国の政策立案に向けても重要と考えられる。

上記の問題意識のもと、我が国における適切な競争環境整備に向けた政策の在り方を考察するために、本調査では、

- (1) 我が国基盤産業を想定した競争環境の評価
- (2) 諸外国における競争法上の問題解消措置
- (3) 諸外国における競争法上の例外的な措置

について、最新の動向を調査、整理、分析した。

第1章の「我が国基盤産業を想定した競争環境の評価」においては、まず、日立、東芝、東京電力、中部電力による原子力事業の共同事業化を取り上げて競争環境の評価を行った。本共同事業化の概要及び参画企業の概況について整理した後、関連する市場構造や規模及び最近の動向について明らかにしている。

第2章の「諸外国における競争法上の問題解消措置の調査」においては、米国、EU、フランスを対象に、競争法上の問題解消措置を構造的措置と行動的措置の類型ごとに近年の適用基準、件数、及び、措置内容の傾向を紹介した。

どの競争当局においても一般的に構造的措置の方が好ましいとされ、行動的措置はあくまでも例外的な扱いとされている。とりわけ水平型企業結合においてはその姿勢が強い一方で、垂直型企業結合においては行動的措置も積極的に検討されることが示唆されている。他方、米国司法省においては構造的措置が水平・垂直の両方の場合において望ましいと記載され、ECではどちらの措置が適切であるかはケースバイケースで検討されるべきであることが強調されている。

問題解消措置の件数や割合の観点から検討すると、米国においては構造的措置が採用される割合は74－84%程度で、上記のガイドライン改定前後で大きな違いは無いことが明らかとなった。EUにおいては、米国と比べると構造的措置が採用される割合が低くおよそ56%となっている。フランスについてみると、行動的措置が好まれる傾向が強く、その割合は45%にとどまる。

各国当局の共通の関心事としては、問題解消措置の実効性確保と遵守と効果検証がある。構造的措置と行動的措置の二分法よりきめ細かに問題解消措置を設計し実効性を確保すること、また審査承認後も措置が適切に遵守されているか、遵守されたとして効果的であったのかを確認することにいずれの当局も関心を強めている。

第3章の「諸外国における競争法上の例外的な措置の調査」においては、米国、EU、英国、ドイツを対象に、競争法違反行為に対する競争法の適用除外を中心とした競争法上の例外的な措置について、その内容や考え方、具体的な事例を紹介した。

各国・地域の環境に応じて規定されている多種多様な例外的措置を4つの類型に分類、整理した後、日本での適用除外制度との比較を行った結果、海外各国・地域では規定されながら日本では規定されていない制度が浮き彫りとなった。今後、日本の経済環境が変化し独禁法の例外的な執行が社会的・経済的に必要となった場合にはこれら他国・地域の事例を参照することが有益であろう。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に対し、各国・地域の競争当局が講じた競争法上の様々な例外的措置についても整理、紹介をした。経済のみならず公衆衛生上の緊

急事態においても競争当局が果たし得る、柔軟かつ重要な役割と手段が示された内容となっており、後学に資することを期待したい。

最後に、競争法上の例外的措置についてより具体的な理解が得られるよう、適用除外の事例としてドイツの運輸連合と米国における共同開発・生産及び標準化活動の2つを取り上げ、その目的や沿革、必要な手続き等の詳細を整理した。

1. 我が国基盤産業を想定した競争環境に関する調査・評価

1.1. 総論

競争環境を分析する我が国の基盤産業としては、原子力産業を取り上げる。日立、東芝、東京電力、中部電力による原子力事業の共同事業化を題材として、本共同事業化の概要及び参画企業の概況について整理した後、関連する市場構造や規模及び最近の動向について明らかにする。

1.2. 日立、東芝、東京電力、中部電力による原子力事業の共同事業化

1.2.1. 本件共同事業化の概要

東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社は、長年にわたって沸騰水型軽水炉（以下「BWR」という。）を用いた原子力発電所を運営・保全してきた知見・経験をもつ電力会社である。株式会社日立製作所、及び株式会社東芝は、世界有数の BWR 事業に係る製造・エンジニアリング能力をもつメーカーである。

これら 4 社は、BWR 事業に係る共同事業化（以下「本件共同事業化」という。）を目指した検討を行うことを目的として、2019 年 8 月 28 日、基本合意書（以下「本基本合意」という。）を締結した¹。

本基本合意の目的は、BWR 事業のさらなる安全性・経済性の向上と、人財・技術・サプライチェーンの維持・発展に向けた持続可能な事業体制の構築である。そのために、4 社は、本基本合意に基づき、メーカー・電力会社がこれまで培ってきた技術・ノウハウを集積し、原子力発電所の建設・運営・保守・廃炉をより安全かつ効率的に実施する体制の構

¹ 本節の内容は、東京電力ホールディングス「原子力発電事業（沸騰水型軽水炉）に係る共同事業化の検討に関する基本合意書の締結について」2019 年 8 月 28 日

（https://www.tepco.co.jp/press/release/2019/1516677_8709.html）に依拠している。

築し、長期的な安定供給に資する新たな安全炉の設計等に向けた研究・技術開発力の一元化を行い、リソース（資産・人財）の有効活用を検討して行くことを予定している。

図表 1.1 本基本合意の概要

（参考）本基本合意の概要

共同事業化の目的	・さらなる安全性・経済性の向上 ・人財・技術・サプライチェーンの維持・発展に向けたサステイナブルな事業体制の構築
検討の方向性	・メーカー・電力会社がこれまで培ってきた技術・ノウハウを集積し、原子力発電所の建設・運営・保守・廃炉をより安全かつ効率的に実施する体制の構築 ・長期的な安定供給に資する新たな安全炉の設計等に向けた研究・技術開発力の一元化 ・リソース（資産・人財）の有効活用

出所：東京電力プレスリリース添付資料 <https://www.tepco.co.jp/press/release/2019/pdf3/190828j0101.pdf>

図表 1.2 本件共同事業化の目指す姿



出所：東京電力プレスリリース添付資料 <https://www.tepco.co.jp/press/release/2019/pdf3/190828j0101.pdf>

本節では、原子力産業における競争環境を分析し、本件共同事業化による市場への影響等について検討する。

1.2.2. 当事会社の概況

1.2.2.1. 株式会社日立製作所

株式会社日立製作所及びそのグループ会社（以下「日立」という。）は日本の総合電機メーカーである。IT、エネルギー、インダストリー、モビリティ等幅広い領域に事業を展開しており、2020年3月期における連結売上高 8 兆 7,672 億円、連結従業員数 301,056 人である

²。近年は積極的に事業再編を進めており売上高は減少傾向にあるものの、日本の総合電機メーカーとして最大の規模を誇る。

1.2.2.1.1. 原子力事業

日立の原子力事業が属するエネルギーセグメントは、2020年3月期における売上収益3,992億円、調整後営業利益135億円であり、売上規模としては10ある日立のセグメントのうち最小である³。エネルギーセグメントは、原子力ビジネスユニット（BU）と、再生可能エネルギー事業、パワーグリッド事業等からなるエネルギーBUの二つに分けられる。原子力BUは原子力事業単独から構成されており、原子力BUの業績を原子力事業のものと考えることが出来る。

図表 1.3 に、日立の原子力事業の売上高及び調整後営業利益率の推移を示した。日立の原子力事業の売上高は近年減少傾向にあるが、概ね1,500～2,000億円規模で推移しており、2020年度以降は再度増加すると見込まれている。収益性を示す調整後営業利益率（事業再編による損益への影響を取り除いた営業利益率）に関してはエネルギーセグメント全体の数値であるため、原子力事業の収益性は明らかではないが、セグメント全体としては一定の利益を生み出している。

² 株式会社日立製作所第151期有価証券報告書

https://www.hitachi.co.jp/IR/library/stock/hit_sr_fy2019_4_ja.pdf

³ https://ssl4.eir-parts.net/Custom/public/qir/6501/c6qjtk3q/hc/pdf/fh2020_ifrs_ja.pdf

図表 1.3 日立の原子力事業の売上高及び調整後営業利益率の推移

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
売上高 (億円)	1,922	1,875	1,716	1,530(*1)	1,700 超(*1)	1,800 超(*1)
調整後営業利 益率(*2)	1.8%	5.7%	7.5%	6.2%	7.5%超(*1)	10%超(*1)

(*1)2019、2020、2021 年度の数値はそれぞれ 2019 年度期初時点における見通し、計画、目標値

(*2) エネルギーセグメント全体における値

出所：Hitachi IR Day 2018 及び 2019 における公表資料を基に NERA 作成

日立の原子力事業に係る関係会社としては、原子炉の製造・建設等を行う日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社⁴、発電所の建設・保守等を担う株式会社日立プラントコンストラクション、核燃料の製造を行う株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「GNF-J」という。）、燃料の研究開発を行う日本核燃料開発株式会社等がある。

日立は沸騰水型原子炉（BWR）のみを取り扱っており、加圧水型原子炉（PWR）に関する事業は行っていない。BWR 及びその改良型である ABWR に関しては豊富な経験を有しており、これまでに東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社に原子炉を納入した実績を有する⁵。

1.2.2.1.2. 近年の動向

原子力事業の海外展開を目指し、日立は 2012 年に英国の原子力事業者ホライズン社を買収し、英国ウェールズにおいて ABWR プラント二基からなる原子力発電所の建設計画（ホライズンプロジェクト）を進めてきた。しかしながら、2019 年 1 月に、民間企業としての

⁴ 2007 年に日立とゼネラル・エレクトリック（GE）の国内における原子力事業を統合し設立された。日立が持分の 80%を有している。

⁵ 日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社「BWR の建設」
<https://www.hitachi-hgne.co.jp/results/bwr/index.html>

経済合理性の観点からプロジェクトを凍結し 2,946 億円の減損損失を計上、2020 年 9 月には事業からの撤退を公表している⁶。

1.2.2.2. 株式会社東芝

株式会社東芝及びそのグループ会社（以下「東芝」という。）は日立と同じく日本の総合電機メーカーである。インフラ事業、電子デバイス事業等約 20 の領域で事業を行っており、2020 年 3 月期における連結売上高 3 兆 3,899 億円、連結従業員数 125,648 人である⁷。

1.2.2.2.1. 原子力事業

東芝の原子力事業は、エネルギーシステムソリューションセグメントに属する。エネルギーシステムソリューションセグメントの 2020 年 3 月期における売上高は 5,688 億円、営業利益は 318 億円であり、全社売上の 15%を占める⁸。エネルギーシステムソリューションセグメントには原子力事業のほか、火力、水力、太陽光発電事業等が含まれる。

図表 1.4 に東芝の原子力事業の売上高及び営業利益の推移を示す。日立の原子力事業と同様、東芝の原子力事業の売上高も 2015 年度から 2019 年度にかけて概ね減少傾向にある。売上規模は日立とほぼ同等程度である。売上高が減少する一方で、直近数年間において営業利益は増加傾向を示している。なお、2016 年度における営業赤字は、子会社である英国の電力会社 NuGen 社の資産に関して減損損失を計上したことによるものである。

⁶ 日立プレスリリース「英国原子力発電所建設プロジェクト事業運営からの撤退について」

<https://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2020/09/0916.html>

⁷ 東芝会社案内 2020-2021

https://www.global.toshiba/content/dam/toshiba/jp/outline/corporate/common-assets/corporateprofile_j.pdf

⁸ 株式会社東芝第 181 期有価証券報告書

<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/library/sr/sr2019/tsr2019.pdf>

図表 1.4 東芝の原子力事業の売上高及び営業利益の推移

年度	2015	2016	2017	2018	2019
売上高（億円）	2,151	1,821	1,650	1,691	1,400
営業利益（億円）	81	-451	83	155	162
営業利益率	3.8%	-24.8%	5.0%	9.2%	11.6%

出所：東芝の IR 資料を基に NERA 作成

東芝の原子力事業に係る関係会社としては、東芝のエネルギー事業全体を担う東芝エネルギーシステムズ株式会社、原子燃料の製造を行う原子燃料工業株式会社（以下「原子燃料工業」という。）等がある。

東芝は従来 BWR のみを取り扱っていたが、2006 年に米国の原子力発電所製造事業者ウェスティングハウス（WH）を買収し、PWR 事業にも進出することとなった。しかしながら、その後の WH の経営不振から多額の損失を計上し、海外での原子力発電所建設事業から撤退している。それに伴い PWR 建設事業からも実質的に撤退していると思われる。なお、原子燃料工業は PWR 用、BWR 用両方の原子燃料の開発・設計及び製造を行っている。

東芝は国内において合計 26 基の BWR、ABWR を納入している。納入先としては、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社、中部電力株式会社、電源開発株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）がある⁹。

⁹ 東芝エネルギーシステムズ納入実績

https://www.toshiba-energy.com/nuclearenergy/results/index_j.htm

1.2.2.2.2. 近年の動向

東芝は日立と同様英国における子会社の NuGen 社を通じて原子力発電所建設事業に取り組んでいた（ムーアサイド原発プロジェクト）が、2018 年 11 月に事業から撤退することを決定している¹⁰。

1.2.2.3. 東京電力ホールディングス株式会社

東京電力ホールディングス株式会社及びそのグループ会社（以下「東京電力」という。）は、発電事業、送配電事業、電力小売事業を営む日本の電力会社である。実質的に国が運営する原子力損害賠償・廃炉等支援機構が株式の過半数を保有している。2020 年 3 月期における連結売上高 6 兆 2,414 億円、連結従業員数 37,892 人である¹¹。

1.2.2.3.1. 原子力発電事業

東京電力は柏崎刈羽原子力発電所を保有している。東京電力はその他に福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所を保有しているが、いずれも廃炉が決定している。また、建設中（中断中）及び計画中の原子力発電所として、東通原子力発電所がある。柏崎刈羽原子力発電所には 1 号機から 7 号機まで合計 7 基の原子炉が設置されているが、いずれも定期検査中であり稼働していない。したがって現在東京電力保有の原子力発電所で稼働しているものはなく、売電による収入は生じていない。

東京電力が保有又は建設中の原子炉の一覧及び基礎情報を図表 1.5 に示す。全ての原子炉は、BWR 又は ABWR で、東芝、日立、GE により単独又は共同で供給されている。

¹⁰ 株式会社東芝プレスリリース「英国における原子力発電所建設事業からの撤退に伴う海外子会社の解散及び関係会社株式評価損（個別）の計上に関するお知らせ」

https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20181108_4.pdf

¹¹ 東京電力ホールディングス株式会社第 96 期有価証券報告書

https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/securities_report/pdf/202006-j.pdf

図表 1.5 東京電力が保有又は建設中の原子炉一覧

発電所	原子炉	炉型	施工	定格出力 (MW)	運転状況	運転開始日
柏崎刈羽	1号機	BWR	東芝	1,100	停止中	1985年9月18日
柏崎刈羽	2号機	BWR	東芝	1,100	停止中	1990年9月28日
柏崎刈羽	3号機	BWR	東芝	1,100	停止中	1993年8月11日
柏崎刈羽	4号機	BWR	日立	1,100	停止中	1994年8月11日
柏崎刈羽	5号機	BWR	日立	1,100	停止中	1990年4月10日
柏崎刈羽	6号機	ABWR	東芝/日立/GE	1,356	停止中	1996年11月7日
柏崎刈羽	7号機	ABWR	日立/東芝/GE	1,356	停止中	1997年7月2日
東通	1号機	ABWR	未定	1,385	建設中断中	-
福島第一	1号機	BWR	GE	460	廃止	1971年3月26日
福島第一	2号機	BWR	GE/東芝	784	廃止	1974年7月18日
福島第一	3号機	BWR	東芝	784	廃止	1976年3月27日
福島第一	4号機	BWR	日立	784	廃止	1978年10月12日
福島第一	5号機	BWR	東芝	784	廃止	1978年4月18日
福島第一	6号機	BWR	GE/東芝	1,100	廃止	1979年10月24日
福島第二	1号機	BWR	東芝	1,100	廃止	1982年4月20日
福島第二	2号機	BWR	日立	1,100	廃止	1984年2月3日
福島第二	3号機	BWR	東芝	1,100	廃止	1985年6月21日
福島第二	4号機	BWR	日立	1,100	廃止	1987年8月25日

出所：東京電力ウェブサイトの公表情報を基に NERA 作成

<https://www.tepco.co.jp/corporateinfo/illustrated/nuclear-power/nuclear-plants-j.html>

柏崎刈羽原子力発電所のすべての原子炉が稼働した場合、合計出力は 8,212MW となる。これは東京電力全体の発電設備の認可出力 66,800MW（柏崎刈羽原子力発電所分を含む）の約 12.3%である¹²。

東京電力の原子力事業は東京電力ホールディングス株式会社が行っている。東京電力の原子力事業に係る関係会社としては、原子力発電所の工事・運転・保守を行う東京パワーテク

¹² 東京電力ホールディングス「数表で見る東京電力」

<https://www.tepco.co.jp/corporateinfo/illustrated/business/business-scale-j.html>

ノロジ株式会社、原子力発電所を持つ卸電気事業者である日本原子力発電株式会社（持分の28.3%を保有）等がある。

1.2.2.3.2. 近年の動向

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉に関しては、2020年3月27日に「廃炉中長期実行プラン2020」を策定し、廃炉を安全・着実かつ計画的に進めるとしている¹³。

東通原子力発電所については、建設工事の再開を目指し様々な取り組みを進めており、他社との共同事業化により再開を実現することを目指すとしている¹⁴。

1.2.2.4. 中部電力株式会社

中部電力株式会社及びそのグループ会社（以下「中部電力」という。）は、発電事業、送配電事業、電力小売事業を営む日本の電力会社である。2020年3月期における連結売上高3兆659億円、連結従業員数28,448人である¹⁵。

1.2.2.4.1. 原子力発電事業

中部電力が保有中の原子炉の一覧及び基礎情報を図表1.6に示す。中部電力は、浜岡原子力発電所を有している。1号機と2号機は、2009年1月30日に運転終了となっている。停止中の3、4、5号機は、東芝と日立のジョイントベンチャーによって供給されている。中部電力が現在建設中の新たな原子炉はない。

¹³ 東京電力ホールディングス株式会社「廃炉中長期実行プラン2020」

https://www.tepco.co.jp/decommission/information/newsrelease/reference/pdf/2020/1h/rf_20200327_1.pdf

¹⁴ 東京電力ホールディングス株式会社第96期有価証券報告書

¹⁵ 中部電力株式会社株式会社第96期有価証券報告書

https://www.chuden.co.jp/ir/ir_siryo/yukashoken/_icsFiles/afieldfile/2020/06/26/96yuho_2.pdf

図表 1.6 中部電力が保有する原子炉一覧

発電所	原子炉	炉型	施工	定格出力 (MW)	運転状況	運転開始日
浜岡	1号機	BWR	東芝	540	廃止	1976年3月17日
浜岡	2号機	BWR	東芝/日立	840	廃止	1978年11月29日
浜岡	3号機	BWR	東芝/日立	1100	停止中	1987年8月28日
浜岡	4号機	BWR	東芝/日立	1137	停止中	1993年9月3日
浜岡	5号機	ABWR	東芝/日立	1380	停止中	2005年1月18日

出所：（社）日本原子力産業協会「日本の原子力発電の概要（プレスキット）」

http://www.jaif.or.jp/ja/joho/press_kit2008-hatsuden.pdf

浜岡原子力発電所は、現在定期検査中・安全性向上対策実施中となっており運転しておらず、原子力による売電による収入は発生していない。

中部電力の場合、東京電力とは異なり原発事故の処理費用は生じていないが、東芝と日立から運転維持、保守、修繕、事故処理に関わるサービスを受けており、既存の発電所の安全対策のための調達を行っている。

1.2.2.4.2. 近年の動向

浜岡原子力発電所については、安全性対策工事を進め、3号機・4号機について新規制基準への適合検査を受けている状況である。なお、本件共同事業化に、浜岡原子力発電所の所有・運営は含まれない旨の考えが、中部電力の社長により示されている¹⁶。

¹⁶ 日本経済新聞「中部電社長、原発共同事業に「浜岡は含めず」」

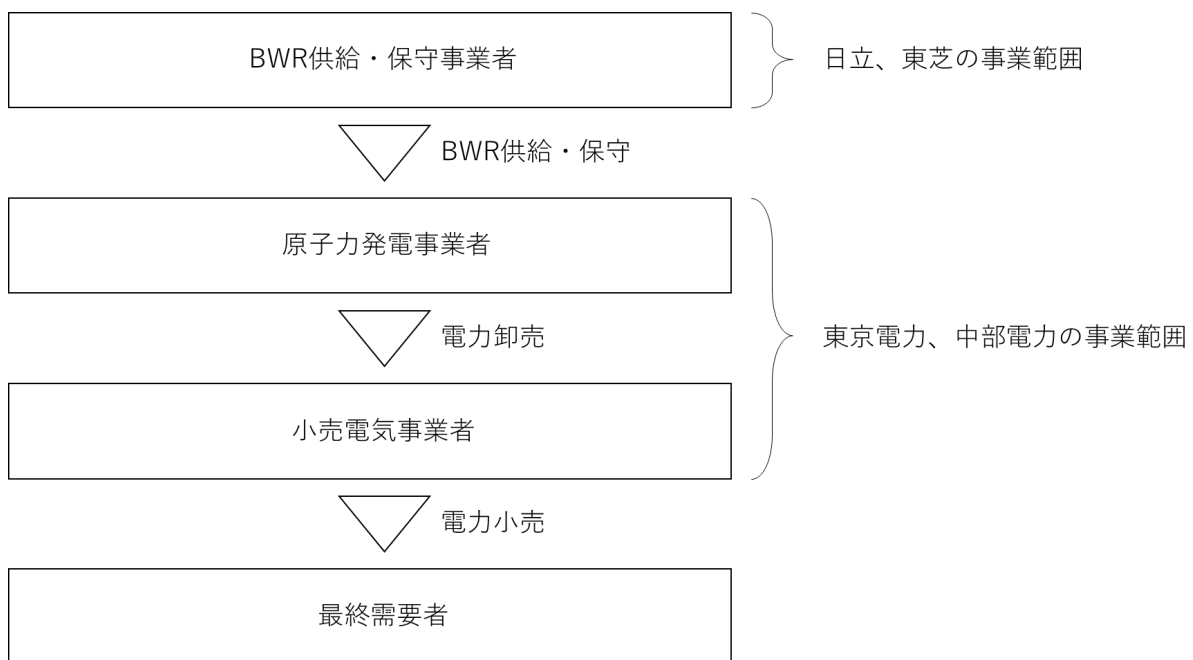
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO49356550T00C19A9L91000/>

1.2.3. 市場構造

1.2.3.1. 取引段階

本共同事業化に関わる取引段階を図表 1.7 に示す。日立、東芝といった BWR 供給・保守事業者が、東京電力、中部電力等の原子力発電事業者から BWR 供給・保守サービスを提供する。原子力により発電された電気は、電力卸売市場において小売電気事業者から供給される。電力自由化下において発電分離されていない発電事業者と小売電気事業者は垂直統合されており、その場合は自社内で電気が融通されることとなる。最終的に電力小売市場において小売電気事業者から最終需要者へと販売される。

図表 1.7 本件共同事業化に関わる取引段階



出所：NERA 作成

BWR 供給・保守にあたっては、BWR 供給・保守事業者は、部品メーカー、設計会社、建設会社などから、様々な部品やサービスの供給を受けることになる。

1.2.3.2. 市場規模と動向

1.2.3.2.1. 原子力関連市場

需要者側である原子力発電所を有する発電事業者 11 社の 2019 年度における原子力関係支出高は 2 兆 155 億円であり、2018 年度の 2 兆 1,188 億円からは 1,033 億円減少したものの、2012 年度からの上昇傾向を維持している¹⁷。

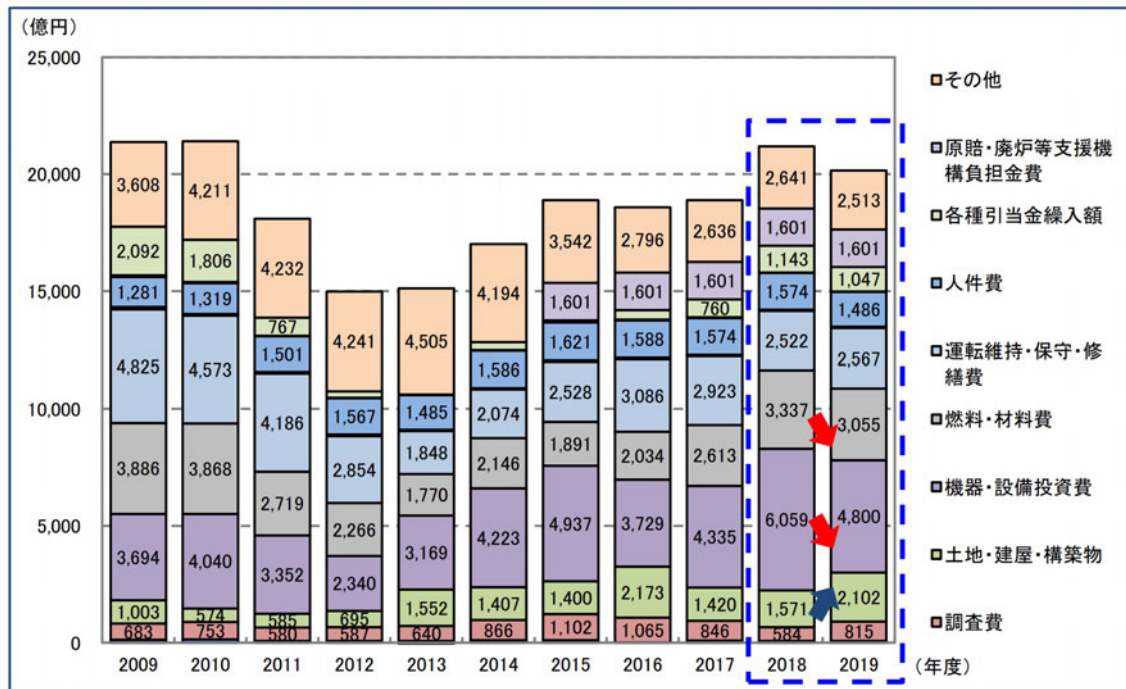
発電事業者の原子力関係支出高の内訳を図表 1.8 に示す。2019 年度における機器・設備投資費は 4,800 億円、運転維持・保守・修繕費は 2,567 億円、燃料・材料費は 3,055 億円となっている。大半の原子炉が停止している状況を反映して、運転維持・保守・修繕費及び燃料・材料費は 2010 年度の水準を大きく下回っている。一方で機器・設備投資費は、2010 年度の 4,040 億円から増加している。その要因としては、新規規制基準対応や特定重大事故等対処施設の関連工事があることが考えられる¹⁸。

¹⁷ 日本原子力産業協会「原子力発電に係る産業動向調査 2020（2019 年度調査）報告書」

https://www.jaif.or.jp/about/publication/sangyodoukou2020_report

¹⁸ 2019 年度の新規制基準への対応に関する支出額は 5,259 億円であり、全体の支出の 26%を占めている。

図表 1.8 原子力関係支出高の内訳

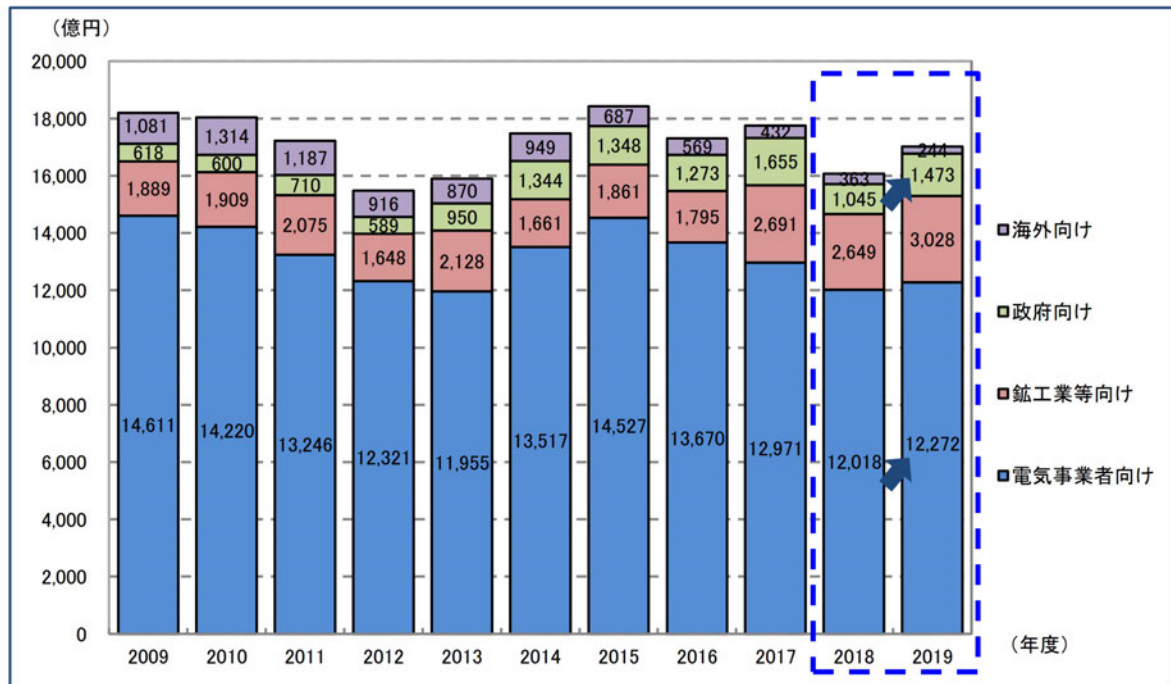


出所：日本原子力産業協会「原子力発電に係る産業動向調査 2020（2019 年度調査）報告書」

供給側である原子力関連事業者 226 社の原子力関係売上高は 1 兆 7,017 億円となっている¹⁹。納入先別の原子力関係売上高（図表 1.9）を見ると、電気事業者向けが大半を占める一方、海外向けは 244 億円と非常に小さい値となっており、原子力産業の海外進出が進んでいない状況が伺える。

¹⁹ 日本原子力産業協会「原子力発電に係る産業動向調査 2020（2019 年度調査）報告書」。発電事業者の原子力関係支出高と差異がある理由は、すべての調査対象企業から回答を得られていないことによるものと思われる。

図表 1.9 納入先別の原子力関係売上高



出所：日本原子力産業協会「原子力発電に係る産業動向調査 2020（2019 年度調査）報告書」

原子力関連事業者のうち、プラントメーカー3社（日立、東芝、三菱重工）の2019年度における原子力関係売上高は4,906億円となっている²⁰。「1.2.2 当事会社の概況」で見た通り、2019年度の日立及び東芝の原子力部門の売上高は約1,500億円程度であるため、BWRに絞った場合の市場規模（供給・保守の両方を含む）は3,000億円程度となる。

原子燃料市場の市場規模については、過去の公取委による企業結合審査の公表文において、平成19年度の国内におけるPWR用原子燃料の市場規模が約230億円、BWR用原子燃料の市場規模が約150億円とされている²¹。直近では多くの原子炉が停止している状況を反映して、市場規模は縮小しているものと思われる。

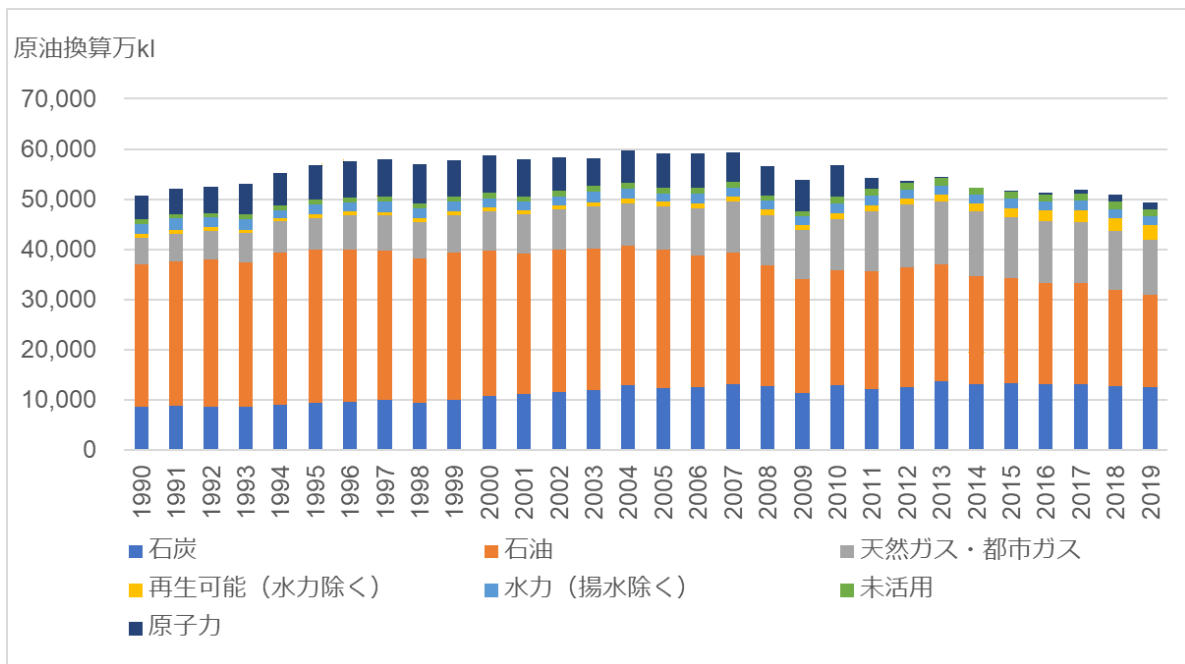
²⁰ 日本原子力産業協会「原子力発電に係る産業動向調査 2020（2019 年度調査）報告書」

²¹ 平成20年度企業結合事例3〔Westinghouse Electric UK社による原子燃料工業(株)の株式取得〕
https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/jirei/h20nendo_files/H20nendo.pdf

1.2.3.2.2. 電力市場

図表 1.10 に、国内一次エネルギー供給量及びその内訳の推移を示す。国内における電力需要量は、2005 年ごろをピークとして、年々減少傾向にある。原子力発電による電力供給は、2011 年の東日本大震災以前は、全電力供給の 10%から 13%程度までの割合を占めていた。震災後 3 年間の間は安全確認を目的として原子力発電所による発電は行われず、2016 年になって初めて発電が認められた。原子力による電力供給割合は 2019 年までには 3%の水準にまで回復しているものの、原子力発電による売電収入は極めて限られている状況にある。

図表 1.10 国内一次エネルギー供給量及びその内訳の推移



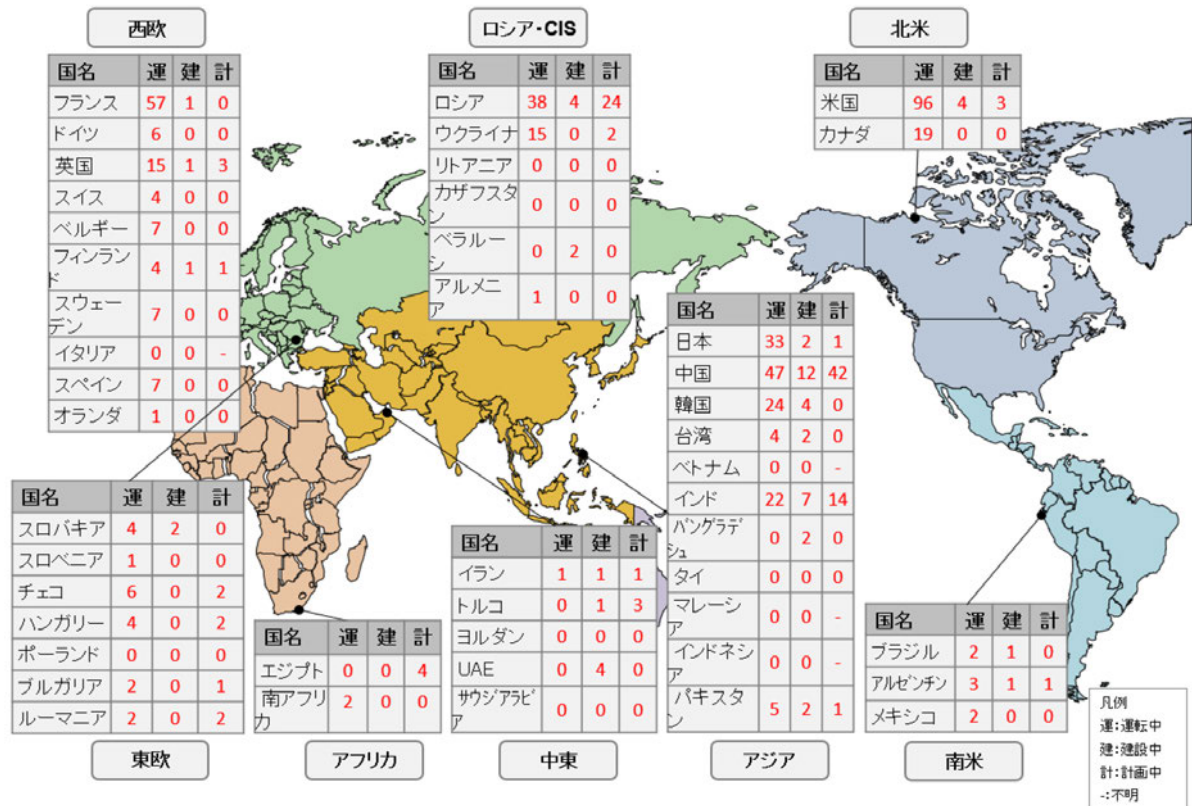
出所：経済産業省 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/results.html#headline7

1.2.3.3. 世界市場の状況

現在世界中で建設中の原子力発電プラントは 54 基あり、毎年新たに原子力発電プラントが運転開始している状況である。建設が盛んに行われているのは中国、インド等、アジアの新興国や、ロシアが中心である。

図表 1.11 各国の原子炉の数一覧



出所：株式会社三菱総合研究所「平成 30 年度原子力の利用状況等に関する調査（諸外国における原子力政策等動向調査）調査報告書」

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000404.pdf

このように、新興国を中心に新規原発プロジェクトが多く存在しているが、海外メーカーとの激しい受注競争にも晒されるなかで、日本メーカーの実績は必ずしも多くない。特に、ロシアや中国の原子炉メーカーは、政府の手厚い支援を受けており、低価格での受注も多く、日本メーカーが同じ土俵で争うのは難しい状況が続いている。

一方、原子力利用先進国である米国、英国、フランスにおいては、いずれも新設プロジェクトの発注が長く途絶え、米国では約 35 年間、英国では 30 年間、フランスでも 15 年間、新たな建設がなかった。

米国では、2012 年に約 35 年ぶりに原子炉の新設に着手したが、建設期間の延期やコスト増の問題に直面し、更には海外のサプライヤーからの調達にも依存せざるを得なくなるなど、原子炉建設のための安定供給に支障が生じている状況にある。また、フランスにおいて

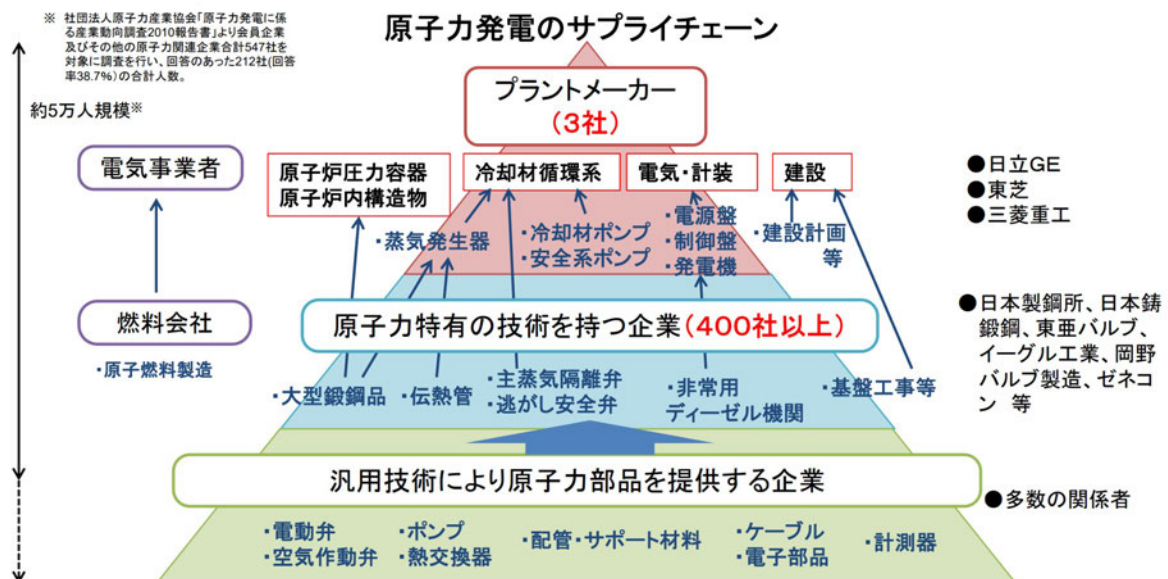
は、2007年にフラマンヴィル原子力発電所が着工したが、プロジェクトマネジメント能力や製造能力、溶接工等の技能人材の喪失等が原因で、運転開始が当初計画よりも10年以上も遅れ、コスト増大に直面している。

建設が長期にわたって途絶えた原子力利用先進国が直面している状況は、我が国においても、建設のブランクが長期化するほど、産業の維持が困難になる可能性を示唆している。

1.2.3.4. サプライチェーンの構造

国内の原子力産業は、プラントメーカー3社を頂点とする裾野の広いサプライチェーンを形成している。原子力特有の技術を有し、原子炉の部品等を供給する原子力関連企業数は約400社ある。

図表 1.12 原子力産業のサプライチェーン



出所：「資料1 原子力人材・技術の維持について（日本電機工業会 提供資料）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/079/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/03/23/1368634_1.pdf

1.2.3.5. 中長期的な事業の継続性

原子力発電所の新規着工

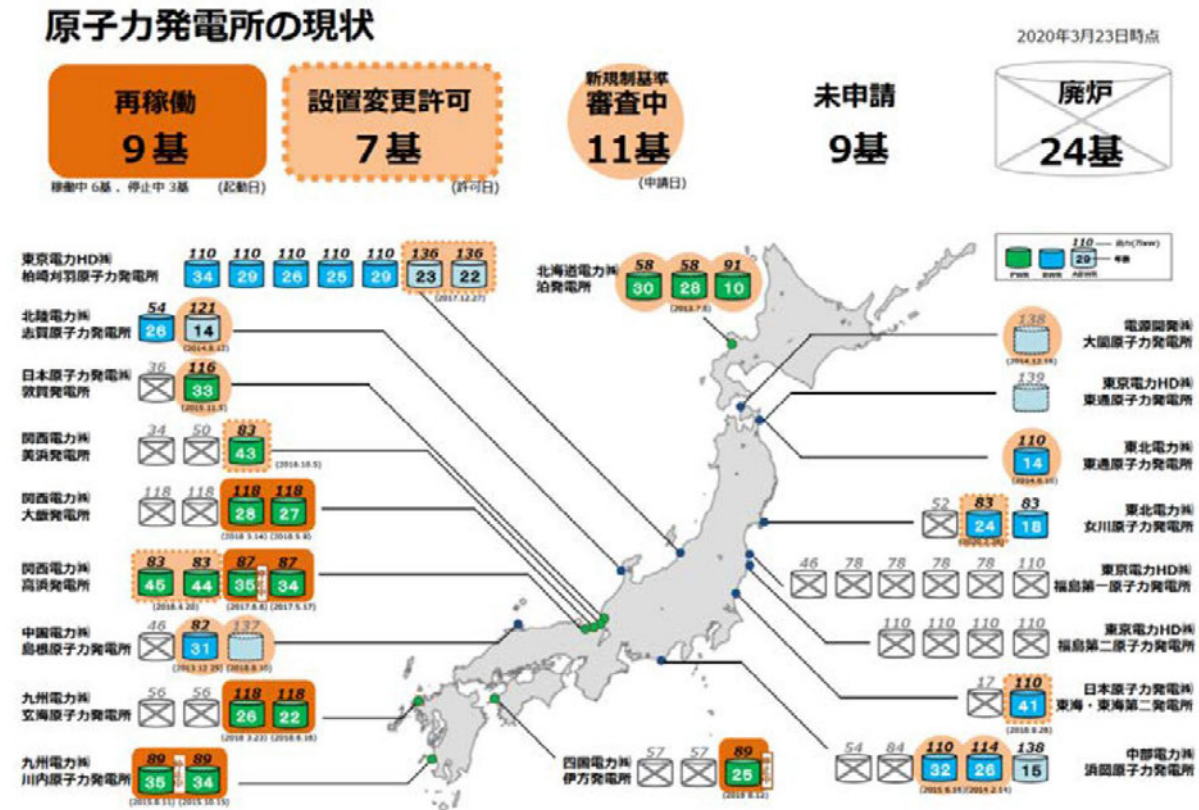
原子力発電所の新規着工は2011年以降行われておらず、特に加圧水型軽水炉（PWR）に関しては15年近く新規着工がないのが我が国の状況である。

現在運転中のプラントのうち、最後に建設されたプラントは北海道電力の泊3号機（PWR）である。現在建設中のプラントは電源開発の大間（ABWR）、中国電力の島根3号機（ABWR）、東京電力の東通1号機（ABWR）の3基となっているが、東通1号機は福島第一原子力発電所事故を受け、本格工事を当面見合わせる事が発表されている。

原子力による電力供給

上述のように、原子力による電力供給は2011年の東日本大震災後から現在に至るまで、かなり限定的な水準にとどまっている。中でも、図表1.13に示す通り、沸騰水型軽水炉（BWR）はまだ1基も再稼働を果たしていない。PWRについても東日本大震災以前と比べ稼働プラント数は減少しており、大半のプラントが震災以降、長期間運転を休止している状態である。

図表 1.13 原子力発電所の現状



出所：経済産業省 資源エネルギー庁「原子力政策の状況について」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/001/

電気事業者による原子力関係支出

反面、電気事業者は、上述の通り、2011年以降、原子力関係の支出を増やしている。これは、新規規制基準に適合した原子力発電所が再稼働したこと、及び新規規制基準対応や特定重大事故等対処施設の関連工事が発生していることがあげられる。

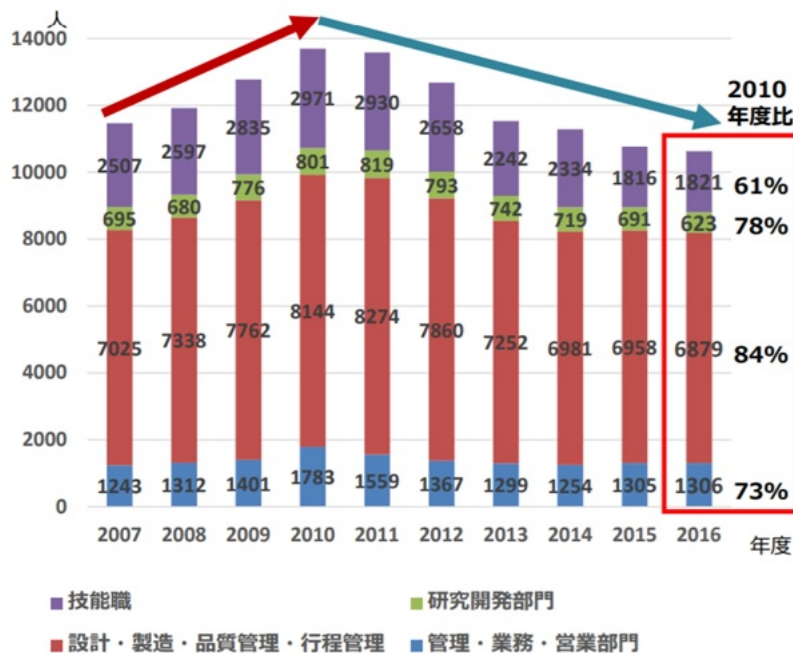
震災後に電気事業者の原子力関係支出高のうち「機器・設備投資費」や「土地・建屋・構築物」が増加している一方、「運転維持・保守・修繕費」は震災後にはほぼ半減していることからもうかがえる。特に直近2年間では、「機器・設備投資費」の増加と「運転維持・保守・修繕費」の減少が顕著に見られる（図表 1.8）。

なお、通常、原子力発電所では、13カ月に1度運転を停止して設備の保全活動を実施するため、運転・保守に係るサプライチェーンはこのサイクルで発注を受けるが、長期の運転停止の状況下で実施される保全活動は、通常実施される保全活動と異なっている。

原子力関係従業者数

原子力産業従事者数は、震災以降減少傾向にあり（図表 1.14）、2016 年度には 10,629 人と、2010 年度の 13,699 人から約 25%減少している。ただし、再稼働のペースが上がらず、かつ原子力発電所の今後の新增設・リブレース等の先行きが見通せない状況を考慮すれば、従事者数についても今後縮小していく可能性が危惧される。また、従事者数の中でもとりわけ技能職の減少が顕著であり、人材不足は深刻な状況にある。

図表 1.14 部門別原子力産業従事者数



出所：経済産業省 資源エネルギー庁「第 16 回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 資料 5」

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/016.html

1.2.3.6. 経済全体での位置づけ

2018年7月3日に発表された「第5次エネルギー基本計画」においては、2030年に実現することを目標とするエネルギーミックスにおいて、原子力発電による電源構成比率を20－22%と定めている²²。2011年の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故によって、現時点でも大半の原子力発電所が停止している状況でありながらも、2011年以前の10%程度という電源構成比の2倍の水準を目標とすることが決められている。

1.2.3.7. 小括

電力の安定供給、原子力発電所の安全かつ効率的な運営を実施する体制の構築が求められる。

²² 新しくなった「エネルギー基本計画」、2050年に向けたエネルギー政策とは？

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/energykihonkeikaku.html>

なお、現在、第6次エネルギー基本計画において、このエネルギーミックスの見直しについても再度議論が行われることになっており、原子力発電による電源構成比の変更が行われる可能性がある。

2. 諸外国における競争法上の問題解消措置の調査

米国、EU、フランスを対象に、競争法上の問題解消措置を構造的措置と行動的措置の類型ごとに近年の適用基準、件数、及び、傾向を紹介する。

問題解消措置には、市場の構造を変更する措置（構造的措置）と、企業結合後の当事会社の行動を規制する措置（行動的措置）の2類型がある²³。前者は、多くの場合、当事会社の事業・資産・株式の売却を含み、実行後は競争当局等による継続的な監視を必要としない。他方、後者は、当事会社の行動を一定期間規制するものであるから、その規制が遵守されているかを競争当局等が継続的に監視する必要がある。

米国の競争当局である司法省反トラスト局（以下 DOJ）、連邦取引委員会（FTC）及び EU の欧州委員会（EC）では近年構造的措置を基本、行動的措置を例外として扱っている。フランスの競争当局である競争委員会（Autorité）²⁴も同様の姿勢を示しながらも、EU 加盟国中で最も行動的措置を承認している点が特徴的である。

各国の問題解消措置を調査するにあたり、主要参考文献として以下を参照している。

- 米国： DOJ 「Merger Remedies Manual」（2020）
FTC 「Negotiating Merger Remedies」（2012）
- EU： EC 「Commission Notice on Remedies」（2008）
- フランス： Autorité 「Behavioural Remedies」（2020）

2.1. 構造的措置と行動的措置の適用基準

どの競争当局においても一般的に構造的措置の方が好ましいとされ、行動的措置はあくまでも例外的な扱いとされている。とりわけ水平型企业結合においてはその姿勢が強い一方で、垂直型企业結合においては行動的措置も積極的に検討されることが示唆されている。しかしながら、直近の 2020 年 9 月に改定された DOJ 「Merger Remedies Manual」では、構造的

²³ DOJ（2020）

²⁴ Autorité は 2009 年 3 月 2 日に企業結合審査をそれまで担当していた経済財政産業省競争消費者問題不正行為防止総局（DGCCRF）及び競争評議会から移譲されている。

措置が水平・垂直の両案件において強く好ましいと明記されるに至り、DOJ の構造的措置を推し進める姿勢が明らかとなっている。また、EC では実際にどちらのタイプの問題解消措置が適切かはケースバイケースで検討されるべきであると強調されている。

Autorité もケースバイケースかつ基本的には構造的措置が好ましいとしながらも、垂直型ないし混合型では 8 割以上のケースで行動的措置（を含む問題解消措置）を承認している。その理由として、垂直型及び混合型では一般的に水平型よりも大きな効率性上昇が見込まれ、行動的措置ならばその大部分を保全できるためとしている。なお、水平型でも 2009 年以降 17% 以上のケースで行動的措置（のみからなる問題解消措置）を承認している。

行動的措置の更なる類型として DOJ は（1）構造的措置を円滑化するものと、（2）行動的措置単体で用いられるものとに分類している。後者は（i）当該企業結合がそれなしでは得られない効率性向上をもたらし、（ii）構造的措置が不可能で、（iii）行動的措置が反競争効果を完全に取り除き、（iv）効果的に実行される、という 4 条件全てを満たした場合に限り適切であるとされている。

Autorité は行動的措置はその多様性から分類が困難であると認めつつ以下の 11 種に区分している：調達合意、ブランドライセンス、情報遮断、必須インフラへのアクセス許可、契約条項の一時的修正、競争入札での非差別的扱い、市場新規参入への非妨害、商品・サービスの抱き合わせ禁止、価格関係の調整、一部顧客・活動の放棄、税目的クォータの制限。

2.2. 類型ごとの問題解消措置の件数

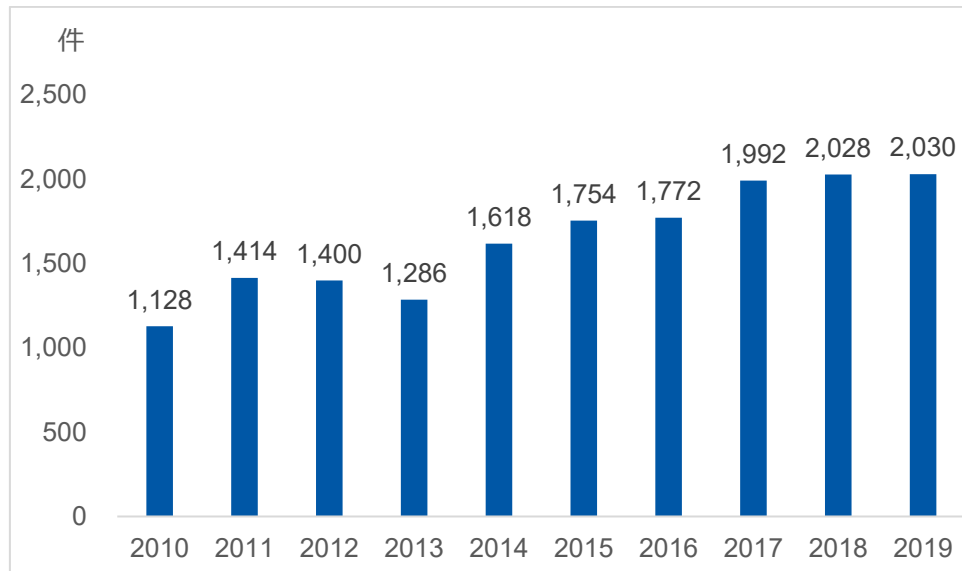
ここでは各当局の問題解消措置を構造・行動的措置の類型毎、及び製造業・非製造業の業種毎にその件数につき、2010 年から 2019 年までの推移をまとめる。なお、2010 年から 2012 年については公正取引委員会競争政策研究センターが公表している数値を使用している²⁵。

²⁵ CPRC（2014）

2.2.1. 米国

米国の件数をまとめるにあたっては「Hart-Scott-Rodino Annual Report」を参照した。

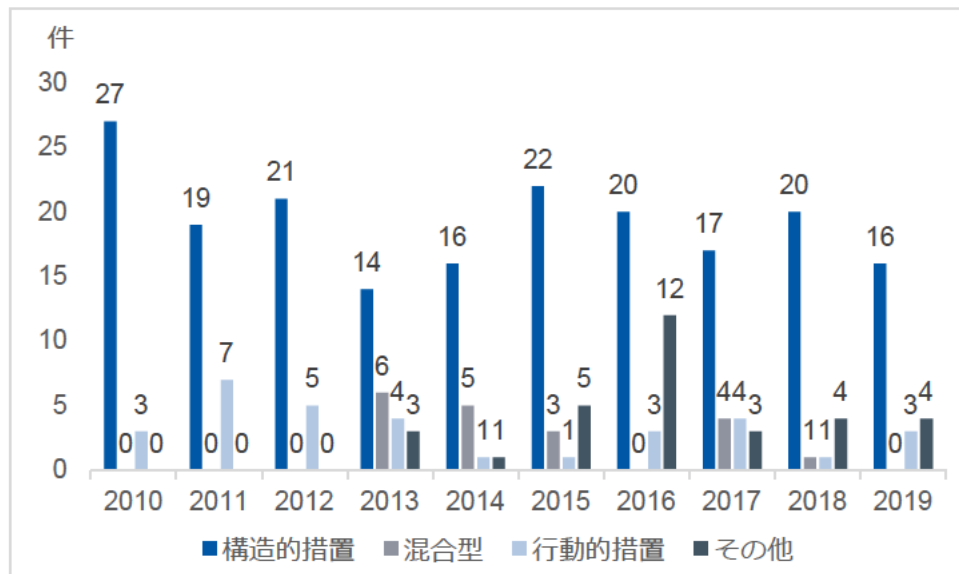
図表 2.1 米国の企業結合審査対象件数の推移



出所：FTC、DOJ「Hart-Scott-Rodino Annual Report」各年を基に NERA 作成。

図表 2.1 は米国で届出がなされた企業結合案件のうち、DOJ もしくは FTC が調査の対象とし得るものの件数を年次でまとめたものとなっている。2010 年以降増加傾向が見て取れるが、2017 年以降ではほぼ横ばいの微増に留まっている。

図表 2.2 米国の問題解消措置件数の推移



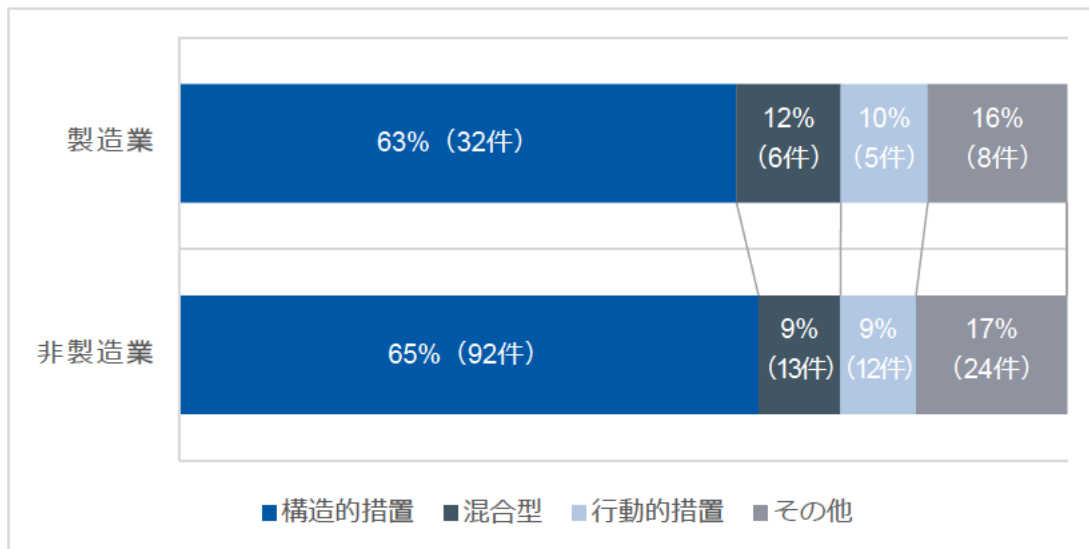
出所：FTC、DOJ「Hart-Scott-Rodino Annual Report」各年を基に NERA 作成。

図表 2.2 は DOJ もしくは FTC が該当年中に発表した問題解消措置の件数を、構造的措置・行動的措置・それらの混合型・その他に分類したものである。その他には当局による審査中に当時会社が企業結合を取り下げたものや、裁判所が企業結合を恒久的に差し止めたもの、当局が裁判にて敗訴したもの等が含まれる²⁶。

件数自体にはどの類型にも目立った傾向は見取れず、むしろ各年でのばらつきが顕著であり、問題解消措置の個別性の高さが窺える。ただ、調査対象の全件数が緩やかながら増加傾向であったことを踏まえると、問題解消措置が出された案件の割合は減少傾向となっている。これらの傾向は DOJ と FTC それぞれで集計したとしても、FTC での構造的措置の割合が若干増加した点を除けば、大きく変わることはない。また、DOJ では 2011 年に問題解消措置に関するガイドラインを改定した際には、行動的措置の記述がそれまで（2004 年発表）のものから充実したため、行動的措置がより取られやすくなるのではと予想されていたが、そういった傾向も確認できない。

²⁶ 2010 年から 2012 年の数値については公正取引委員会競争政策研究センターのものを使用しており、そこでは混合型は行動的措置、その他は構造的措置として数えられている。

図表 2.3 米国の業種別問題解消措置割合 2013-2019 年



出所：FTC、DOJ「Hart-Scott-Rodino Annual Report」各年、DOJ 及び FTC のウェブサイトに基づき NERA 作成。

<https://www.justice.gov/atr>

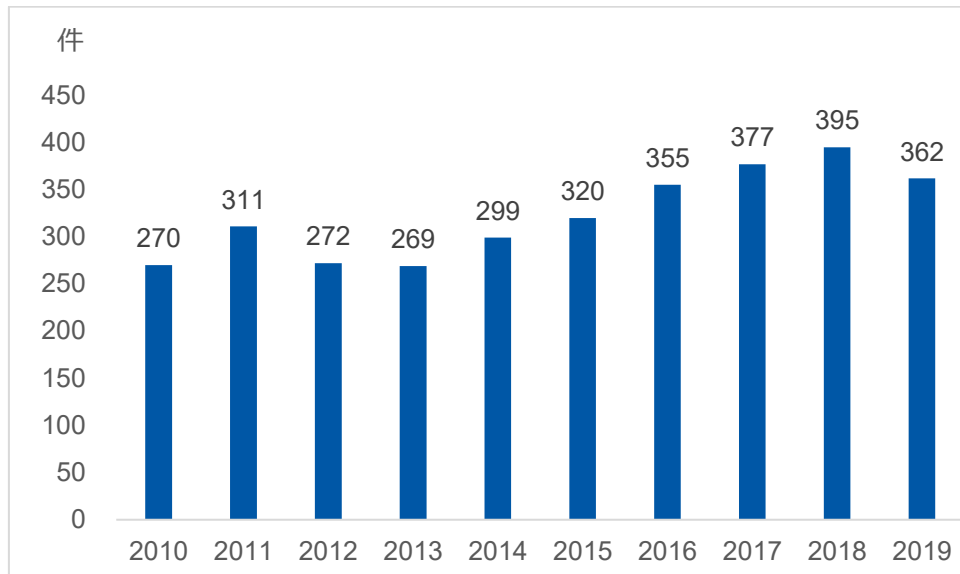
<https://www.ftc.gov/enforcement/cases-proceedings>

図表 2.3 は各案件を製造業（製造業市場が関係するもの）と非製造業（製造業市場が関係しないもの）に分類し、集計したものである。どちらの業界においても問題解消措置の類型に偏りはなく、何らかの形で構造的措置が取られるケースが 75%となっている。

2.2.2. EU

EU での件数をまとめるにあたっては、EC のウェブサイトに公表されている企業結合統計及び事例データベースを参照した。

図表 2.4 EU の企業結合審査対象件数の推移



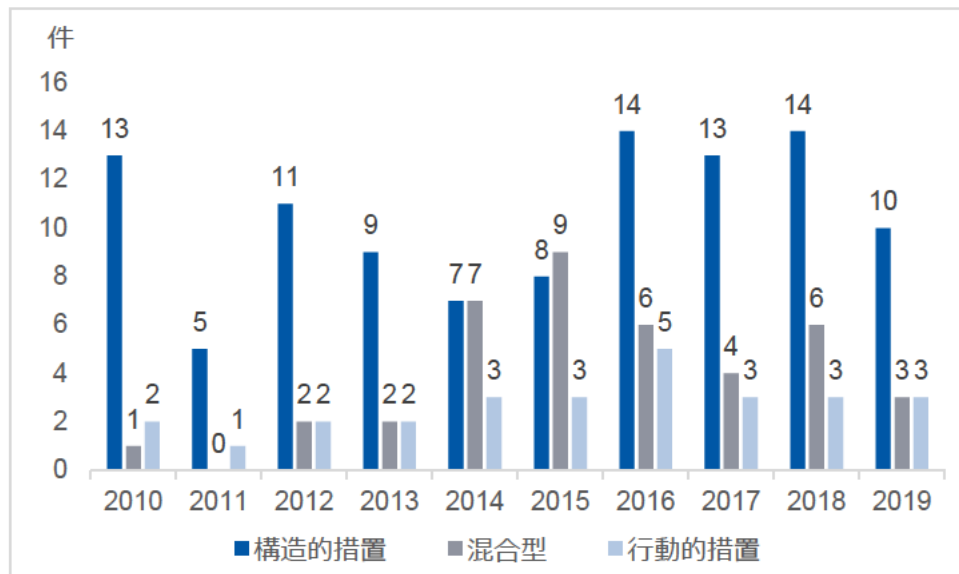
出所：EC 企業結合統計を基に NERA 作成。

<https://ec.europa.eu/competition/mergers/statistics.pdf>

図表 2.4 は EC が審判を下した企業結合案件を各年でまとめたものである。全体では米国同様増加傾向となっているが、2019 年は前年比約 10%の減少となっている。これは世界貿易に緊張感が続いていることと、英国の EU 離脱（Brexit）を受けて企業結合自体が全世界で約 20%減少した影響を受けている²⁷。

²⁷ Cook et al (2020)

図表 2.5 EU の問題解消措置件数の推移



出所：EC 企業結合公表事例データベースを基に NERA 作成。

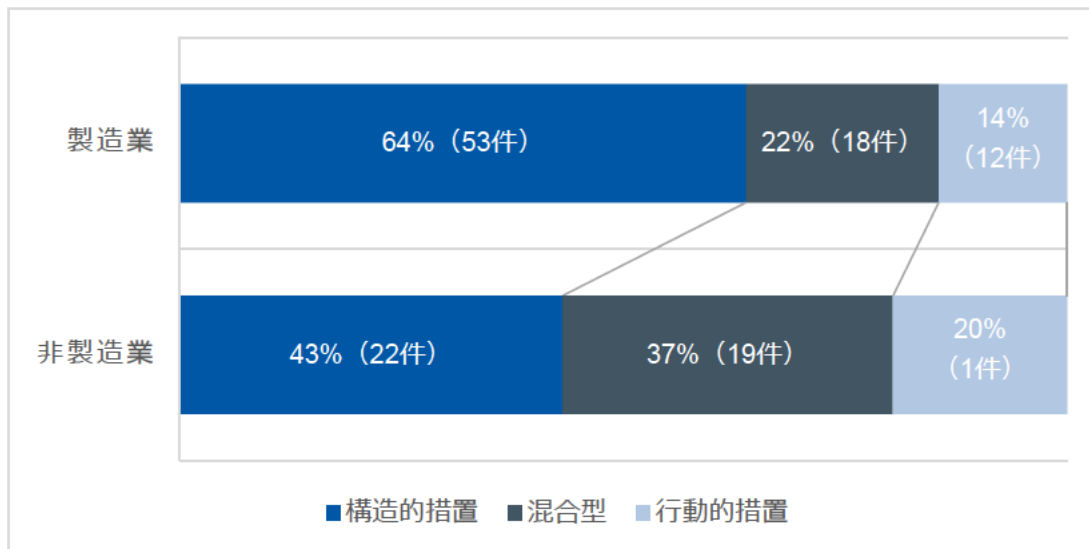
https://ec.europa.eu/competition/elojade/isef/index.cfm?clear=1&policy_area_id=2

問題解消措置の類型毎に集計すると、米国とは異なり、2014 年以降に混合型を含め構造的措置が取られる件数が増加していることが読み取れる。これはマルグレーテ・ベステアー氏が競争政策担当委員に就任した時期と一致しており、2019 年に競争政策担当として再任されたことから、今後数年も構造的措置を引き続き求める傾向は続いていくと考えられる。これに対し、EU 諸国からは行動的措置を求める声が上がっている。一例として 2019 年 7 月にはドイツ・フランス・ポーランドが EC に対して発表した共同声明²⁸の中で、行動的措置の方が短期で変化する競争環境に柔軟に対処できるとして、行動的措置を推奨している。また、2020 年 2 月にはイタリアも加わり同様の声明をベステアー委員宛に提出している²⁹。以上から、EU では今後当局側としては構造的措置を推進していきながらも、EU 諸国からの行動的措置を求める意見も考慮した中庸的な措置になっていく可能性がある。

²⁸ <https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/M-O/modernising-eu-competition-policy.pdf>

²⁹ <https://www.politico.eu/wp-content/uploads/2020/02/Letter-to-Vestager.pdf>

図表 2.6 EU の業種別問題解消措置割合 2013-2019 年



出所：EC 企業結合公表事例データベースを基に NERA 作成。

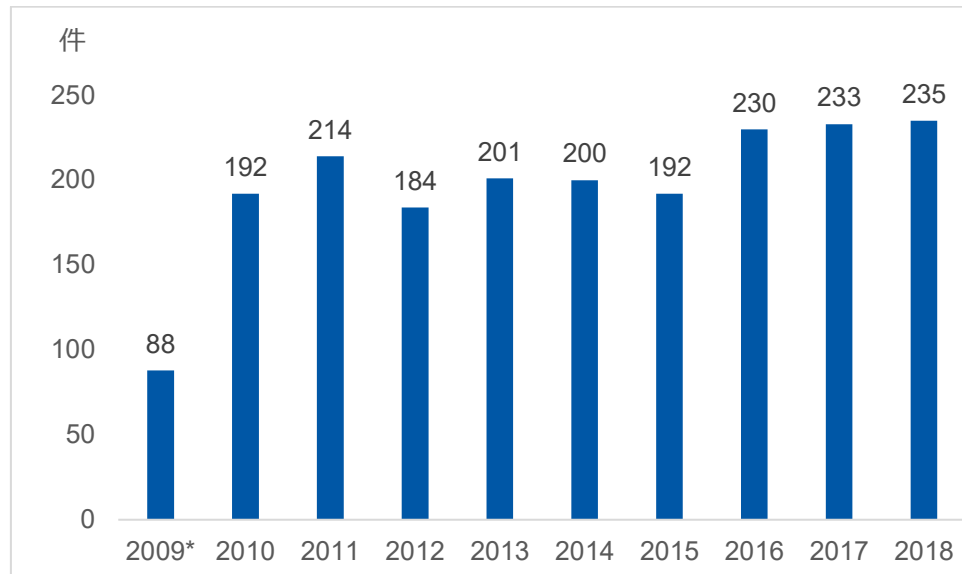
https://ec.europa.eu/competition/elojade/isef/index.cfm?clear=1&policy_area_id=2

業種別での比較でも米国と異なり、製造業において構造的措置が求められる割合が多い結果となっている。

2.2.3. フランス

フランスでの件数は Autorité が 2020 年に発行した行動的措置に関する調査報告である「Behavioural Remedies」に掲載されているものを使用している。

図表 2.7 フランスの企業結合審査対象件数の推移



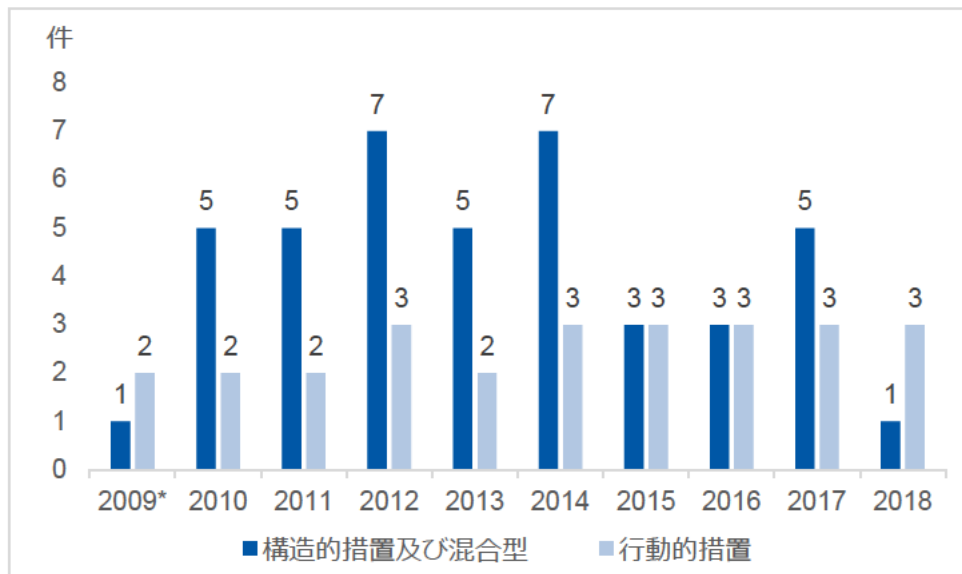
*Autoritéが企業結合審査を担当するようになった3月以降の数値。

出所：Autorité「Behavioural Remedies」を基にNERA作成。

図表 2.7 は企業結合審査の承認件数として掲載されているものであるが、Autorité は期間中に一度も差止判断を下していない³⁰ため、数件の当事会社による自主的な中断を除き審査件数と一致している。EU や米国同様 2012 年で一度減少した後は大まかに増加傾向にあることが見て取れる。

³⁰ Autorité が 2009 年以降企業結合審査を担当して以来、一度も差止判断を下していなかったが 2020 年 8 月に初の差止判断を下している。

図表 2.8 フランスの問題解消措置件数の推移



*Autoritéが企業結合審査を担当するようになった3月以降の数値。

出所：Autorité「Behavioural Remedies」を基にNERA作成。

図表 2.8 に示したように年毎の問題解消措置の種類では、構造的措置及び混合型の件数が2015年以降減少しているため結果的に行動的措置単体が全体に占める割合が増加している。米国やEUと比較して、行動的措置の比率が近年増加したことはフランスの特色と言える。また、増加傾向だけでなく行動的措置単体の比率そのものも突出して高い。2009年から2018年の合算では、構造的措置単体が45%、混合型が19%、行動的措置単体が36%となっている。行動的措置の頻用は米国やEUだけではなくその他のEU加盟国と比較しても高水準であり、「ヨーロッパ内でフランス当局を相対的に特徴付けている」³¹とAutorité自身が認めている。

その他のAutoritéによる行動的措置の特徴的な取扱いとして、水平型企业結合の承認に際しても行動的措置単体による問題解消を認めている点が挙げられる。先述のように米国やEUでは行動的措置が用いられるとしても基本的には垂直型や混合型の企業結合案件に対してであるが、フランスでは12件の水平型企业結合を行動的措置単体で承認している。これは問題解消措置付き承認件数の17.6%にあたり、一定程度の割合に相当していると言ってよい。12件中、4件がメディア業、3件が農産業、2件が金融業、2件が小売業、1件が製造業

³¹ Autorité「Behavioural Remedies」

での企業結合である。行動的措置の内容としては各業種に対応したものが多く、例としてメディア業では情報遮断措置、小売業では小売契約が用いられている。

2.3. 問題解消措置の近年の傾向

ここでは問題解消措置に関する特に新しい傾向として、実効性（enforceability）確保や措置の遵守（compliance）、効果検証等、措置決定後の効力を高める取組みを紹介する。構造的措置か行動的措置かといった大枠に関する議論以上に、どのような措置にせよそれらが決定された後に実際に効果的に競争状態を復旧できる（できた）か、またそのために必要なものは何かといったよりきめ細かな論点が検討されることが近年の傾向と言える。

2.3.1. 実効性確保のための取組み

DOJ は問題解消措置に関する最新のガイドライン改定に 1 ヶ月先立つ 2020 年 8 月に、問題解消措置の適切な執行と遵守を監督する The Office of Decree Enforcement and Compliance を設立している。この設立は 2018 年から始まる、規制そのものよりむしろ効果的な執行こそが同意判決や関連協定の成否を決めるという方針が結実したものとされている³²。また、最新のガイドライン中の 6 原則の一つとして、問題解消措置は実効的でなくてはならない、と定められている。更に、同じく最新のガイドライン中に、事業分割の買い手としてプライベートエクイティファンドが望ましいケースがあると明記されている。この理由として、同ファンドは投資戦略が柔軟であり、事業分割へのコミットメントが高く、必要に応じて増資を行い、関連事業経験者と協力する傾向にあるため、事業分割の成功に重要となり得るとされている。

FTC では 2017 年に過去の問題解消措置が適切に執行されたか、またその効果についての事後検証結果を公表している³³。これは 1999 年にも実施された事後検証をより拡充したもので、対象期間中の全ての問題解消措置について、措置の成否だけでなくその実行プロセスにおける問題点も新たに調査対象となった。その結果、実行プロセスに問題のあった措置は成功（競争を復旧）する割合が下がることが示され、この結果を踏まえたベストプラクティスが提唱されている。

³² <https://www.justice.gov/opa/pr/assistant-attorney-general-makan-delrahim-announces-re-organization-antitrust-divisions-civil>

³³ FTC（2017）

ECでは、2019年7月にVodafone社によるLiberty Global社のチェコ、ドイツ、ハンガリー、ルーマニアでの通信事業取得を承認する際、予め承認前に競合企業を選定し、当事会社ドイツ内に保有する通信ケーブルネットワークへ有利な条件でアクセスできるよう許可を出すことを求めた。これは構造的措置（主に事業分割）で近年増加するfix-it-firstアプローチを、ネットワークアクセス許可という行動的措置へ適用するようECが要求した初めての事例³⁴である。fix-it-firstアプローチでは企業結合承認前に、事業売却の相手方企業を定めることになるため問題解消措置全体の不確実性が減り、より実効性のある措置とすることが可能となる。

行動的措置が頻用されているフランスではAutoriteが2020年に発行した調査報告「Behavioural Remedies」の中で、行動的措置は特に早期の段階で提案するよう当事会社へ促している。これは構造的措置と比較して行動的措置はより多種多様なため過去の事例が相対的に参考になりにくく、実効性検討のために時として市場関係者への諮問を含む精査に時間を要するためとしている。そして、早期提案のためには通告前段階での事前相談や、（基本的には構造的措置に用いられる）fix-it-firstアプローチの行動的措置への応用が奨励されている。

2.3.2. 問題解消措置の遵守と効果検証

問題解消措置が決定され企業結合が承認された後も、その措置が適切に遵守されているか、遵守されたとしても競争が確かに回復しているかを検証する動きを各当局が活発化させている。

DOJでは先述のとおり2020年8月にThe Office of Decree Enforcement and Complianceを設立し、問題解消措置が遵守されているかを専門的に監視・監督する機能を強化している。FTCでは2017年の事後検証レポートに加え、所管する経済局が2020年9月にMerger Retrospective Programを拡張すると発表している。1984年から開始されているこのプログラムでは、企業結合についての事後検証を行っており、今回の拡張では事後検証全体を整理し直し、当局内部・外部の双方から系統立てた検証を可能とさせることを目的としている。具体的には、学界及び他機関との共同研究、毎年の関連カンファレンスでのセッション報告、

³⁴ Cook et al (2020)

事後検証に関する年刊レポート発行、ウェブサイト上での研究リスト提供に新たに取り組むと発表されている³⁵。

また、EC では 2019 年 4 月に Telefónica Deutschland 社に対して E-Plus 社を 2014 年に取得した際の問題解消措置を遵守していないとして異議告知書を送付している³⁶。企業結合規制上の問題解消措置の不遵守を旨とする異議告知書は EC として初である。この送付にあたり、ベステアー競争政策担当委員は「（問題解消措置への）完全なる遵守が必要であり、企業が遵守していない可能性があるいかなる案件も非常に深刻に受け止め、本日の異議告知書を送付した。」と発言している。この発言からも EC が問題解消措置の遵守を強く求める姿勢を読み取ることができる。

フランスでは 2020 年に企業結合審査ガイドライン³⁷が改定されている。その改定の狙いの一つとして、「問題解消措置の監督を強化した結果として不遵守と判断した事例が複数生じ、それらを改定に組み入れることで遵守の重要性を企業へ意識づける³⁸」ことを挙げている。なお、それら事例の中でも最新の 2018 年のものは Autorite として初の構造的措置への不遵守を摘発した事例³⁹である。

³⁵ <https://www.ftc.gov/policy/studies/merger-retrospectives>

³⁶ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_19_1371

³⁷ 「Merger Control Guidelines of the Autorité de la concurrence」

³⁸ <https://www.autoritedelaconurrence.fr/en/press-release/autorite-de-la-concurrence-opens-public-consultation-order-revise-its-merger>

³⁹ 18-D-16 (Franc/Darty)

<https://www.autoritedelaconurrence.fr/en/communiqués-de-presse/27-july-2018-fnacs-acquisition-darty>

2.4. 小括

図表 2.9 各国競争当局の問題解消措置比較

	DOJ	FTC	EC	Autorité
主要ガイドライン	「Merger Remedies Manual」(2010)	「Negotiating Merger Remedies」(2008)	「Commission Notice on remedies」(2008)	「Behavioural Remedies」(2020)
構造的措置への態度	推進的	推進的	中庸	中庸
構造的措置比率	84%	74%	56%	45%
実効性確保のための取組み	The Office of Decree Enforcement and Complianceの設立(2020年8月)	「The FTC's Merger Remedies 2006-2012」での事後検証と、その結果の審査方針への反映(2017年)	fix-it-firstアプローチをネットワークアクセス許可に初めて要求(2019年)	事前相談及びfix-it-firstアプローチの行動的措置への応用奨励(2020年)
問題解消措置の遵守と効果検証	The Office of Decree Enforcement and Complianceの設立(2020年8月)	経済局によるMerger Retrospective Programの拡張(2020年9月)	企業結合問題解消措置への不遵守に関する異議告知書を初めて送付(2019年)	最新企業結合審査ガイドラインへ不遵守事例の掲載(2020年)

図表 2.9 は今回取り上げた米国、EU、フランスでの問題解消措置運用を比較したものである。各当局は一律に構造的措置を支持する姿勢を打ち出してあり、米国の特に DOJ ではその姿勢が確認できるものの、EU では加盟国から行動的措置を求める声明が提出されたり、フランスでは行動的措置を中心に取り上げた調査報告が公表されたりするなど、実際上は行動的措置に頼る姿勢が窺える。この姿勢の差は定量的にも確認することが可能で、直近約 10 年間で用いられた構造的措置の比率は DOJ を筆頭に FTC、EC、Autorité の順で低下している。特に Autorité では 2015 年以降に限定すると行動的措置単体の比率が 50%と突出していることは特徴的である。

しかしながら各国で統一的に確認出来る点もあり、それが問題解消措置の実効性確保と遵守と効果検証への傾倒である。構造的措置と行動的措置の二分法よりきめ細かに問題解消措置を設計し実効性を確保すること、また審査承認後も措置が適切に遵守されているか、遵守されたとして効果的であったのかを確認することにいずれの当局も関心を強めている。

3. 諸外国における競争法上の例外的な措置の調査

本章では、競争法違反行為に対する競争法の適用除外を中心とした競争法上の例外的な措置について、競争法実務の先進国である米国、EU、英国の3地域・国に加え、ドイツを対象として、その内容や考え方、具体的な事例を紹介する。ドイツは、後記 3.2.1 節で紹介する「運輸連合」の同国競争法における位置づけを示す目的で、調査対象としている。

各国・地域は各々の歴史的背景や法や経済、その他の環境に応じる形で競争法上の例外的措置を規定している。そのため、競争環境の維持という競争法の目的は各国・地域間で共通する一方で、例外的措置は相対的に独自性が高い。例えば、米国では裁判所は原告に生じた損害額の3倍額までを賠償額として請求することができる（3倍賠償制度）という懲罰的損害精度が設けられているが、一部の競争法違反行為については3倍賠償が認められない場合があり（後記 3.1.2.1 節）、また、英国では水道事業者間の企業結合については競争当局が水道事業の監督機関に諮問の上で承認の可否を決定することとなっている（後記 3.1.2.3 節）。

3.1 節では、多種多様な例外的措置を4つの類型に分類し各国・地域の制度を整理した後、日本の制度との比較を行う。3.2 節ではより具体的な理解が得られるよう、競争法の適用除外の例外的措置の事例としてドイツの運輸連合と米国における共同開発・生産と標準化活動という2つの事例を取り上げ、その目的や沿革、必要な手続き等の詳細を紹介している。

3.1. 基本的な考え方

3.1.1. 類型

後記 3.1.2 節で紹介する通り、調査対象国・地域では様々な競争法違反行為に対する競争法の適用除外等の例外措置が設けられているが、それらの例外措置は以下に述べる通り、主として①政府による行為に対する適用除外、②経済担当相等による介入制度等、③各種産業法の規定に基づく例外的措置、④消費者の利益に適う一定の行為に対する適用除外の4つの類型に分けることができる。

- ① 政府による行為に対する適用除外。米国では、ステートアクション理論が代表例であり、州政府自身もしくは州政府が指示を出した行為には通常であれば競争法に抵触するものでも、その適用が除外されている。また、連邦政府に対しても原則的には適用が除外されている⁴⁰。なお、政府による行為ではないが政府への請願を目的とする行為は政治的行為のため反トラスト行為の適用範囲外とするノア・ペニントン理論が米国では用いられている。

EUでは、加盟国政府による加盟国内事業者への補助行為を一部規制する国家補助規制が存在するが、異常事態や経済的混乱に対処する際には適用が除外されることとなっており、新型コロナウイルス感染症対応のために頻用されている。

② 経済担当相等による介入制度

英国及びドイツでは、経済担当相やその他の担当所管大臣が競争当局の決定に介入することができる大臣介入制度が規定されている。これは次項の各産業における適用除外と同様に、経済的競争環境保護以外の公益も勘案した上で判断を下すことを目的としている。

各種産業法の規定に基づく適用除外と比較すると、案件ごとに大臣が判断を下すこととなるためより柔軟な対応が可能となっている一方で、審査結果等に対する市場参加者からの予見可能性は相対的に低い。

③ 特定の産業に対する例外的措置

競争法は主に競争環境の維持を目的とするところ、その他公共福祉や安全保障等の観点から一部の産業に対しては例外的措置が定められている。これらの中には各種産業法によって規定されているものと、競争法自体に規定が組み込まれているものがある。

米国、EU、英国、ドイツの全てでこのような規定が設けられており、産業別では、農業、軍事産業、メディア産業等で定められていることが多い。

⁴⁰ <https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/u/america.html>
<https://tile.loc.gov/storage-services/service/lj/usrep/usrep540/usrep540736/usrep540736.pdf>
<https://scholarship.kentlaw.iit.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2436&context=cklawreview>

④ 消費者の利益に適う一定の行為に対する適用除外

企業結合や業務提携等の競争法で規制対象となっている企業行動には反競争的效果だけでなく、消費者の利益に資する効果（いわゆる効率性）も存在し、後者が前者を上回る場合には一部の規制が適用除外となっている。

EU 機能条約第 101 条 3 項の適用除外要件や、英国の企業結合二次審査開始要件の一部として規定されている。消費者の利益としては、イノベーションを通じた商品の種類増や品質向上や（限界）費用の低下を通じた価格低下などが考慮される。

3.1.2. 国別の状況

本節では上記の 4 類型に沿って米国、EU、英国、ドイツで規定されている競争法上の例外的措置を整理する。その後、日本での適用除外制度を紹介し、海外各国・地域との比較を行うことで日本の制度の特徴をまとめる。

また、2019 年 12 月以降の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行⁴¹に対し、各国・地域の競争当局がそれぞれに講じている数々の競争法上の例外的措置についても紹介する。

3.1.2.1. 米国

米国反トラスト法では、実質的に政府による行為と考えられるものにつき原則的に適用が除外される⁴²他、各種産業法等により適用除外が定められている。

政府による行為に対する適用除外の代表的な例として、州政府自身のもしくは州政府が指示を出した行為に対する適用除外であるステートアクション理論がある（別名パーカー免責理論（Parker Immunity Doctrine）とも呼ばれる。）⁴³。直近では 2021 年 1 月 19 日に連邦第 4

⁴¹ <https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/>

⁴² <https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/u/america.html>
<https://tile.loc.gov/storage-services/service/l1/usrep/usrep540/usrep540736/usrep540736.pdf>
<https://scholarship.kentlaw.iit.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2436&context=cklawreview>

⁴³ 1943 年に連邦最高裁判所が Parker 事件判決で示した「（反トラスト法である）シャーマン法の文言もしくは歴史には州自体、州の職員または州の代理人の行動を規制する目的の内容は見当たらない」との見解に由来する（Parker v. Brown, 317 U.S. 341, 350-51）。

巡回区控訴裁判所がリッチモンド救急車公社⁴⁴（バージニア州法⁴⁵によって設立）を支持する判決⁴⁶を出した際に、ステートアクション理論が用いられている。同公社はバージニア州都リッチモンド市で救急医療サービス車両（EMS 車両）を用いた輸送サービスを独占供給しており、民間企業（Metro Health 社）からの新規参入許可申請を拒否したところ提訴されるに至った。判決によると、同公社を規定している州法には競争制限的な州政策が「明確かつ肯定的に示されている⁴⁷」ためステートアクション理論が適用され、同公社は反トラスト法の適用を除外された。

また、州政府より下位の市や郡、町等における地方政府に対する例外的措置として地方政府反トラスト法が存在し、反トラスト法訴訟における損害、その利子、訴訟費用、弁護士費用を地方政府に賠償させることを禁じている。

二つ目の代表的な適用除外の例として、ノア・ペニンントン理論（Noerr-Pennington doctrine）がある。ノン・ペニンントン理論は、政府への請願や影響を及ぼすことを目的とする行動を反トラスト法の適用除外としている。ノア・ペニンントン理論が適用された例として、2020 年 4 月に大手医薬品卸業のアメリソースバーゲン社が対新型コロナウイルス感染症（COVID-19）医療用品を確保するため連邦政府機関及び民間流通企業と行った業務提携への承認がある。当該提携が DOJ から承認された際⁴⁸の理由として、（政府機関行為と）

⁴⁴ 正式名称は「Richmond Ambulance Authority（RAA）」

⁴⁵ "Richmond Ambulance Authority Act." (1991, c. 431)

⁴⁶ Western Star Hospital Authority, Inc. v. City of Richmond, Virginia et. al., 19-1977 (4th Cir. Jan. 19, 2021).

⁴⁷ FTC v. Phoebe 裁判（568 U.S. 216（2012））で示されたステートアクション理論適用のための条件の一つ。また、North Carolina Dental Board v. FTC（574 U.S. 494（2015））では「州による積極的な監督」も条件として加えられている。リッチモンド救急車公社はリッチモンド市の下部組織であるため積極的な監督を示す必要はないと判断された。

⁴⁸ 当該申請は後述の 2020 年 3 月に発表された DOJ と FTC による共同声明（COVID-19 対応のための業務提携規制の緩和、審査等業務処理の迅速化が主な内容）に基づくものであり、4 月 14 日に申請され、20 日に司法省によって承認された。

ノア・ペニンントン理論（政府機関の COVID-19 対応へ影響を及ぼすことを目的としている⁴⁹⁾ が挙げられている⁵⁰⁾。

特定の産業に対する例外的措置もしくは消費者利益に適う一定の行為に対する適用除外として、27 の法律による適用除外及び例外的措置が定められている（2019 年現在）^{51,52)}。反トラスト法の適用除外が規定されている産業は、農水業、運輸産業、エネルギー産業の他、メディア産業、金融業や大学等がある。メディア産業ではアメリカンフットボールや一部スポーツ大会放映関連、金融業ではチャリティ目的の金融商品関連、大学では奨学金関連の協定がそれぞれ適用除外となっており、これらは日本には相当するものがないものである。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

新型コロナウイルス感染症対応に当たっては後述の事例紹介で取り上げているように DOJ と FTC による共同声明⁵³⁾が 2020 年 3 月 24 日に発表され、新型コロナウイルス感染症関連の業務提携における適用除外行為の例、緊急事態性に鑑みた処遇、関連業務処理の迅速化等が周知されている。緊急事態性に鑑みた処遇の具体例には、COVID-19 とその余波の被害対処に必要な範囲・期間に限定した、(1)個人防護具（マスク、ガウン、手袋等）、医療用品、医療サービスを入手できない地域へそれらを供給するための医療機関による提携及び、(2)従来製造・輸送していなかった COVID-19 関連製品の製造・輸送を促進するネット

⁴⁹⁾ ノア・ペニンントン理論は当該提携の中でも、（政府機関が監督せずに）アメリソースバーゲン社と民間流通企業のみで行われる部分に適用されている。

⁵⁰⁾ <https://www.justice.gov/atr/page/file/1269911/download>

⁵¹⁾ フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー外国法事務弁護士事務所 (2019) 「平成 30 年度産業経済研究委託事業 主要国における経済・社会環境と競争政策に関する制度 報告書」

27 法令の内、特定産業に限定せず消費者利益保護を目的と考えられるものは、国家共同研究・生産法、中小企業法、標準化機関促進法、クレイトン法 6 条（労働組合への適用除外）である。それら以外は反トラスト法以外の各種産業法に規定がなされている。

⁵²⁾ 直近では 2021 年 1 月 13 日に競争的健康保険改革法（the Competitive Health Insurance Reform Act of 2020）がドナルド・トランプ大統領（当時）の署名によって成立し、健康保険事業（歯科保険を含む）がマッカラン・ファーガソン法（McCarran-Ferguson Act of 1945）の対象外とされ、改めて反トラスト法規制対象と位置付けられた。

⁵³⁾ https://www.ftc.gov/system/files/documents/public_statements/1569593/statement_on_coronavirus_ftc-doj-3-24-20.pdf

ワークの一時的な連結の二点が挙げられ、これらの業務提携は緊急事態対処のためには必要不可欠たり得るとされている。

実際に、この共同声明に基づく緊急事態処遇及び迅速化した手続きに則り審査を行った結果として、2020年4月以降、DOJは以下に述べる6件の業務提携⁵⁴を承認している。

- 医療用品配給業者である当事会社各社による共同でのCOVID-19対応のための個人防護具及び医薬品の製造、調達及び輸送の増加及び迅速化（当事会社：McKesson, Cardinal, OMI, Medline, and Henry Schein、承認日2020年4月4日）
- 最も危機的な地域へのCOVID-19関連医薬品及び医療用品の世界的供給機会の特定、品質の確保及び流通の促進（AmerisourceBergen、2020年4月20日）
- COVID-19によってサプライチェーンが破綻した養豚事業者間での市場価値のない豚の人道的かつ効率的な間引きに関する提携及び、関連ベストプラクティスの共有（National Pork Producers Council、2020年5月15日）
- 製薬企業である当事会社間のCOVID-19治療薬になり得るモノクローナル抗体の製造に関する情報の交換（Eli Lilly and Company, AbCellera Biologics, Amgen, AstraZeneca, Genentech, and GSK、2020年7月23日）
- 頭髮装飾美容師組合である当事団体による所属美容師への任意ガイダンスの提示、オンライン教育プログラムの提供、美容師との質疑応答セッションの開催（ecoHair、2020年10月27日）
- COVID-19の治療法（高力価免疫グロブリン療法）開発を促進する品質保証パラメーターの開発に関する米国生物医学先端研究開発局への共同支援（Baxalta, Emergent BioSolutions, Grifols Therapeutics, and CSL Plasma、2021年1月12日）

その一方で競争法執行の強化も必要に応じ行われている。3月24日には保健医療資源の買いだめ（hoarding）と価格吊り上げ（price gouging）防止を目的⁵⁵とした大統領令

⁵⁴ <https://www.justice.gov/atr/business-review-letters-and-request-letters#page-2021>

⁵⁵ 対象の保健医療資源には、マスク、フェイスシールド、手袋、殺菌設備・サービス、医療用ガウン等が含まれる。

(Executive Order 13910、3月23日署名)を受け、タスクフォースをDOJ内に設置し監視を強化している。

更に、4月13日にはDOJとFTCが二度目となる共同声明⁵⁶を発表し、エッセンシャルワーカー（医師、看護師、救急隊員、食料・医薬品販売員、輸送業者等）の雇用に関するカルテル監視の強化を表明している。対象のカルテル行為例として、違法な賃金固定及び引き抜き禁止契約、労働時間・条件に関する反競争的契約、給与・福利厚生情報の交換が挙げられている。

3.1.2.2. 欧州

EU競争法は、適用を制限する旨が明文で規定されている原子力エネルギー、軍需品及び農業の分野を除いて適用される⁵⁷が、以下のような例外的措置が定められている。流通、自動車、海運、交通産業に対する一括適用免除を除き、いずれも消費者利益に適う行為に対する例外的措置とされている。

EU機能条約第101条3項において、事業者の協定等のうち所定の要件を満たすものについては同条第1項の競争制限行為の規制の適用が免除される旨が定められている。当該適用免除には、個々の協定等について判断する個別適用免除と、一定の行為類型について一括で適用が免除される一括適用免除の二つがある。

EU機能条約第101条3項の適用免除を受けるための要件としては、(1)商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立つこと、(2)消費者に対しその結果として生ずる利益の公平な分配を行うものであること、(3)目的達成のために必要不可欠でない制限を参加事業者に課さないこと、(4)当該商品の実質的部分について、参加事業者に競争を排除する可能性を与えることの4要件が挙げられている⁵⁸。

欧州委員会が一括適用免除として定めている行為類型には、2021年3月現在、(1)流通分野における垂直的協定、(2)自動車の流通とサービスに係る協定、(3)技術移転協定、(4)専門

⁵⁶ <https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-and-federal-trade-commission-jointly-issue-statement-covid-19-and>

⁵⁷ 保険業における競争法の適用除外制度に関する比較法的研究－EU競争法との比較検討を中心として－，公正取引委員会付置競争政策研究センター共同研究報告書(CR05-11)，2011年12月

⁵⁸ 翻訳は公取委のウェブサイトに基づく。 <https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/e/eu.html>

化協定、(5) 研究開発協定、(6)海運分野(海運会社間のコンソーシアム契約)における協定、(7)鉄道、道路、内陸水路交通における協定の7つ⁵⁹がある。一括適用免除の対象は縮小傾向にあり、例えば保険業を対象とした一括適用免除規則は、2017年3月末をもって失効している。

EU 機能条約第 101 条 3 項のより具体的な解釈については、ガイドライン「Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements (Text with EEA relevance) (2011/C 11/01)」が参考になる。

次に、EU 機能条約第 106 条 2 項は、電気通信、郵便、電力等の一般的経済利益を有するサービス（services of general economic interest; SG EI）を提供する事業者について、その任務の遂行に必要な範囲内で競争法を免れる旨を定めている。

また、EU 機能条約第 107 条 1 項は、加盟国による競争を歪曲するような国家補助（State aid）を禁止しているが、同条 2 項及び 3 項において、その適用が免除されるケースを定めている。後記のように COVID-19 対応にて国家補助規制の特別例外的措置が制定され、施行されている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

欧州における COVID-19 対応施策の中で最も特徴的なものは国家補助規制の緩和である。平時は EU 機能条約第 107 条 1 項にて、加盟国内の特定の事業者又は商品の生産に対して国庫から経済的補助を供与することは加盟国間の競争を歪めるとして原則的に禁止されている。そしてその例外的措置として同条 2 項及び 3 項が制定されており、自然災害・その他異常事態（2 項（b））や加盟国経済の重大な混乱（3 項（b））に対処する場合の補助は承認されることとなっている。

EU 機能条約第 107 条 2 項（b）に基づき、EC は 2020 年 3 月 12 日にデンマークの国家補助計画を COVID-19 関連として初めて承認した。前日にデンマークが EC へ通知してから 24 時間以内での承認であり、平時では平均 4 ヶ月半要する⁶⁰ことと比較して異例の早さでの承

⁵⁹ 各行為類型への一括適用免除は以下の各規則により定められている。(1)330/2010 号（適用期限 2022 年 5 月 31 日）、(2)461/2010 号（2023 年 5 月 31 日）、(3)316/2014 号（2026 年 4 月 30 日）、(4)1218/2010 号（2022 年 12 月 31 日）、(5)1217/2010 号（2022 年 12 月 31 日）、(6)436/2020 号（2024 年 4 月 25 日）、(7)169/2009 号（未設定）。

⁶⁰ https://ec.europa.eu/competition/state_aid/scoreboard/state_aid_scoreboard_2019.pdf

認であったと言える。翌 13 日にはプレスリリースにて現行法に照らして可能な補助手段（対消費者直接補償、対航空・旅行業界補償等）に加えて、特別な法的・財政的枠組みを準備していることを周知した。そして同 19 日に国家補助規制において想定されている柔軟性を十全に活用し加盟国企業の経済的被害を最小化することを目的に、「国家補助手段に係る一時的枠組み（Temporary Framework⁶¹）」が EC によって制定された。従来 EU 機能条約第 107 条 2 項（b）、3 項（b）（c）にて定められている例外的措置を補完する内容となっており、COVID-19 対応補助手段の具体例が示されている。具体的手段は一時的枠組み内の第 3 章にまとめられている次の 12 点である。

- (1) 流動性が枯渇している事業者への直接給付、公的貸付、税制優遇
- (2) 借入時政府保証
- (3) 貸付金利優遇
- (4) 金融機関経由支援
- (5) 短期輸出取引信用保険
- (6) COVID-19 関連研究開発支援
- (7) COVID-19 関連製品開発用インフラ設備投資支援
- (8) COVID-19 関連製品生産設備投資支援
- (9) 納税・社会保険料納付猶予
- (10) 従業員給与助成金
- (11) 優先株・ハイブリッド証券等資本再構成支援
- (12) その他支援手段で賄われていない固定費用の支援

なお、これらは第 5 次改正⁶²後の内容であり 2021 年末まで効力を有している。2020 年 12 月 21 日時点のプレスリリース⁶³にて 3 月以降総額 3.07 兆ユーロ以上の国家補助を承認したことを明らかにしている。これは 2019 年の EU 加盟国の GDP 総額 13.9 兆ユーロの約 22%

⁶¹ 正式名称は「Temporary Framework for State aid measures to support the economy in the current COVID-19 outbreak」

⁶² 2020 年 4 月 3 日、5 月 8 日、6 月 29 日、10 月 13 日、2021 年 1 月 28 日にそれぞれ改正されている。

⁶³ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_2494

に相当する。なお、2018 年中の国家補助総額は約 1,200 億ユーロ、2018 年 GDP の約 0.76% 相当である⁶⁴。

国家補助以外での COVID-19 対応施策としては、企業結合審査のための通知を延期するよう企業へ奨励、同通知の電子提出の一時的受け入れ（共に 2020 年 3 月 13 日 DG COMP ウェブサイト上で発表）、欧州競争ネットワーク（EC 及び加盟国競争当局によるネットワーク、ECN）による共同声明⁶⁵で供給不足を防ぐための必要かつ一時的な手段への不介入表明（3 月 23 日）、業務提携に関する一時的枠組み及びコンフォートレター公表（4 月 8 日）⁶⁶等が挙げられる。

3.1.2.3. 英国

英国では大臣介入制度、産業法、消費者利益の考慮による例外的措置が設けられている。

大臣介入制度は 2002 年企業法によって規定され、一定の条件を満たす企業結合案件に対して、競争当局である競争・市場庁（Competition & Markets Authority, CMA）の決定に担当所管大臣が介入する権限が規定されている。この一定の条件は 2018 年と 2020 年の改正令⁶⁷によってそれぞれ緩和され、大臣介入の適用範囲が拡大することとなった。具体的には、以下の二つの場合に新たに大臣介入が可能となった。

- 当該企業結合での被買収事業又は一定の条件を満たすジョイントベンチャーが軍用又は軍民両用製品の開発・生産、コンピューターハードウェアの設計・保守、量子技術の開発・生産、人工知能、暗号化認証又は先進素材のいずれかの分野に属していて、かつ、英国内年商 100 万ポンド（従来 7,000 万ポンド）以上もしくは結合前又は結合後市場シェア 25%以上である場合

⁶⁴ https://ec.europa.eu/competition/state_aid/scoreboard/state_aid_scoreboard_2019.pdf

⁶⁵ https://ec.europa.eu/competition/ecn/202003_joint-statement_ecn_corona-crisis.pdf

⁶⁶ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_618

⁶⁷ The Enterprise Act 2002 (Share of Supply Test) (Amendment) Order 2018、同 2020 及び The Enterprise Act 2002 (Turnover Test) (Amendment) 2018、同 2020 及び The Enterprise Act 2002 (Specification of Additional Section 58 Consideration) Order 2020 の 5 件。

- 当該企業結合によって公衆衛生上の緊急事態に対処するための懸案事項（従来は国家安全保障、金融システム、メディア多様性のいずれかの公益に係る懸案事項）が惹起される場合

この緩和はそれぞれ、当該分野が近年の国家安全保障上重要な分野であること及び新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応を目的として制定されている。

産業法による例外的措置として、イングランドとウェールズ内での水道事業者間の企業結合審査においては水道事業の監督機関である Ofwat（The Water Services Regulation Authority）に諮問の上判断を下すことが 2014 年水法（Water Act 2014）によって定められている。

消費者利益については企業結合審査一般で考慮されている。具体的には、CMA が企業結合案件を審査プロセス上の Phase II へ移行し精査するかどうかを判断するにあたって、関連顧客の便益が競争減殺効果を上回る場合には Phase II を開始しないこととすることができる⁶⁸と規定されている⁶⁹。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

執筆時点（2021 年 2 月 8 日）で COVID-19 関連法令（Statutory Instruments）は 364 件制定されている⁷⁰。また、法令以外にもガイダンスや声明等、様々な形で政府機関の COVID-19 対応方針が示されている。その中でも特に競争法に関するものの多くは（全てでは無いにしろ）CMA のウェブページ⁷¹上にまとめられている。

基本的な方針は、緊急事態性に鑑み必要不可欠な行為については競争法の執行を緩和しつつ、便乗行為には通報手段を整備の上厳格に対処するものとなっている。特に重要と思われる動きとして以下の 4 点が挙げられる。

⁶⁸ 2002 年企業法第 22 条 2 項、第 33 条 2 項。

⁶⁹ なお、関連市場が重要でない場合や企業結合が実際に行われる見込みがない場合も、Phase II には移行しないこととされている。

⁷⁰ <https://www.hansardsociety.org.uk/publications/data/coronavirus-statutory-instruments-dashboard>

⁷¹ <https://www.gov.uk/government/collections/cma-covid-19-response>

- 2020年3月19日プレスリリース及び同月25日詳細ガイダンスにて「必要不可欠な業務提携に対するCMA方針⁷²」を発表
 - 消費者を保護するために必要不可欠な範囲での業務提携や共同配給に対しては競争法を執行しない意志をプレスリリースにて表明。企業に安心感を与えることが目的とされる。ガイダンスではCMA業務における優先順位の詳細と、例外的措置適用のための5条件⁷³を明記。
- 同月20日COVID-19タスクフォースをCMA内に設置
 - 競争法に抵触し得る行為の情報収集と分析、企業への警告・法執行、緊急事態対処のための競争法的観点からの政府へのアドバイスが主な活動内容。
- 同月28日ビジネス・エネルギー・産業戦略相による公共政策適用除外令（Public Policy Exclusion Order）が特定事業者を対象に発令。
 - 生活必需品供給、ソレント海峡フェリー事業、イングランド内ヘルスケア事業に従事する事業者が対象となっている。セクター内提携行為の一部（情報、人員、設備の共同利用等）を競争法の適用除外とする。同年4月21日にウェールズ内ヘルスケア事業者、5月2日に乳製品製造業者が対象に追加。乳製品事業者への適用除外令は9月25日に取り消されたが、生活必需品供給事業者へのものは10月8日に取り消された後2021年1月11日にブレグジットの影響にも併せて対処するため再度施行。
- 2020年4月22日COVID-19状況下における企業結合審査に関するガイダンスを発表
 - 審査上当事会社が義務付けられている情報提供に対し規定の期限を超過しても罰則を科さないこと、全ての会議・聴取のビデオ会議か電話を通じたリモートでの実施、執行中暫定措置の要望に応じた再検討、破綻企業の抗弁への検討方法の再提示などが主な内容。

⁷² “COVID-19: CMA approach to essential business cooperation”, <https://www.gov.uk/government/news/covid-19-cma-approach-to-essential-business-cooperation>

⁷³ 企業間での一時的な業務提携が（a）供給確保のために適切かつ必要であり、（b）公共の利益に明確にない、（c）消費者厚生に資するものであり、（d）COVID-19に由来する危機に対処するものであり、（e）危機対処に必要な期間に限定されている、という5条件全てを満たす場合に競争法を執行しないことを明記。

3.1.2.4. ドイツ

ドイツについては、ドイツ競争制限行為禁止法（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen; GWB。以下「ドイツ競争法」という。）に定められている各産業に応じた適用除外及び大臣介入制度⁷⁴が設けられている。

各産業に応じた適用除外として、農業分野、出版業及び公共水道事業者に関して適用除外が定められている⁷⁵。これらの適用除外は各産業法ではなくドイツ競争法自体に規定されており、その目的は公益もしくは消費者利益保護と考えられる⁷⁶。また、同じく消費者利益保護の観点から、一括適用免除規則（一定のカテゴリの協定等を一括して適用免除とする規則。EU 全域にも同様の規則⁷⁷がある。）が適用される場合もある⁷⁸。運輸連合のドイツ競

⁷⁴ ドイツでは大臣承認制度（Ministerial Authorisation）と呼ばれている。

⁷⁵ 「農業分野における生産者間の協定、又は生産者団体若しくはその生産者団体の連合会の協定、決議については、それらが再販売価格を維持するものではなく、競争を排除するものではない場合、第 1 条の規制（カルテルの禁止）の適用から除外される（第 28 条）。」

「事業者がその新聞又は雑誌の購入者に対し、一定の再販売価格を遵守し、又は最終消費者への再販売に至るまでこれらの購入者に対し同様の義務を課すよう、法律的又は経済的に拘束する場合、第 1 条の規制（カルテルの禁止）の適用から除外される（第 30 条）。」

なお、書籍については、2002 年に成立した書籍再販法により、再販売価格の拘束が義務付けられている。」

「公共水道事業者とその他の水道事業者、または地方当局との間での協定については、特定地域での水道事業者の選定、適切な供給契約の決定、または公共目的での他事業者への供給に関するものである場合、第 1 条の規制（カルテルの禁止）の適用から除外される（第 31 条）。」

⁷⁶ 目的の直接的記述は無いが一部の記述から示唆される。例えば、第 31 条の水道事業間協定への適用除外ではその条件として公共水道供給確保が目的であることを求めている。

⁷⁷ 3.1.2.2 節参照。

⁷⁸ 「事業者間の協定、事業者団体の決議及び相互同調的行為であっても、消費者に対しその結果として生ずる利益の適切な分配を行うものであり、また、商品の生産・販売の改良又は技術的若しくは経済的進歩に寄与し、①関係事業者に対し前記目的の実現に必要なではない制限を課していない場合、又は②関連する商品の実質的部分の一部が競争から除外される可能性が生じない場合は、第 1 条の規制（カルテルの禁止）の適用から除外される（第 2 条第 1 項）。」

また、企業間で共同事業を行うことにより経済活動を合理化することを目的とした、競争関係にある事業者間の協定及び事業者団体の決議であって、①その市場における競争が実質的に阻害されることがなく、かつ、②中小企業の競争能力を改善することに寄与する場合は第 2 条第 1 項の要件を満たす（第 3 条）。」

競争法におけるカルテル禁止規定適用除外はこれに該当する⁷⁹。一括適用免除に当たっては、EU 機能条約第 101 条 3 項に関する規制を準用して適用するとされている。

また、英国と同様に、連邦経済エネルギー大臣（日本の経済産業大臣に相当）が競争当局の決定に介入する大臣承認制度と呼ばれる制度がドイツ競争法に定められている⁸⁰。ドイツにおける競争当局である連邦カルテル庁（Bundeskartellamt; BKartA）が企業結合計画をブロックした場合に、当事会社からの申請に基づき、連邦経済エネルギー大臣が公益と競争制限効果を比較衡量し判断を下すこととなっている。1974 年から 2019 年の間に 23 件の申請がなされ 10 件が承認、6 件が棄却、7 件が取り下げとなっている⁸¹。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

連邦カルテル庁の COVID-19 対応施策は欧州委員会や英国のものと比較すると、大々的なものは見当たらず基本的には従来通りの業務を COVID-19 禍においても継続して遂行していく姿勢が強い。

2020 年 3 月 17 日から 18 日にかけて、連邦カルテル庁は、COVID-19 禍においても業務遂行能力が確保されていること、物理的な訪問を禁じ、連絡は E メール、電話、ファックス、郵便で行うこと、及びそのための連絡先一覧をウェブサイト上で発表している。

同年 3 月 23 日には欧州競争ネットワークによる共同声明⁸²に参加し、供給不足を防ぐための必要かつ一時的な手段への不介入を表明している。

同年 5 月 29 日にはドイツ競争法の改正が行われ、企業結合審査期間の延長及び、競争法上の罰金支払いに付帯する延滞利息の免除が期間限定で施行されている。通常企業結合審査での一次審査は 1 ヶ月、二次審査は 4 ヶ月がその審査期限とされているところ、2020 年 3 月 1 日から 5 月 31 日の間に届けられた案件についてはそれぞれ 2 ヶ月、6 ヶ月へと延長される。また、競争法上の罰金に関しては通常時から企業による一括払いが合理的に困難と判断

⁷⁹ <http://www2.kobe-u.ac.jp/~sensui/sensui01.pdf>

⁸⁰ 「連邦経済エネルギー大臣は連邦カルテル庁によって禁止された企業結合を、それによって生じる公益が競争制限効果を上回る場合、（当時会社による申請に応じて）承認する。（第 42 条）」

⁸¹ https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/Wettbewerbspolitik/antraege-auf-ministererlaubnis.pdf?__blob=publicationFile&v=9

⁸² https://ec.europa.eu/competition/ecn/202003_joint-statement_ecn_corona-crisis.pdf

される場合には、利息を負担の上で延滞もしくは分割払いを許可しているところ、本改正によって当該利息支払いが 2021 年 6 月 30 日までの間免除されることとなった。

3.1.2.5. 日本適用除外制度との比較

本節では競争法に係る適用除外制度についてこれまでに整理した海外のものと日本の比較を行う。比較に際しては 3.1.1 節の類型を利用する。

令和元年度公正取引委員会年次報告⁸³（2020 年 9 月 4 日国会提出）によれば、令和元年度末時点で日本における独占禁止法の適用除外は 17 法律 24 制度定められている。このうち独占禁止法自体に定められているものは、知的財産権の行使行為（第 21 条）、一定の組合の行為（第 22 条）、再販売価格維持契約（第 23 条）の 3 制度であり、その他は 16 の個別法によって定められている。更に、2020 年 11 月 27 日には地域の乗合バス事業者及び銀行等が行う合併や共同経営等を独占禁止法の適用除外とする特例法⁸⁴が施行されている。

以上が日本での適用除外制度であり、これを 3.1.1 節で定義した類型に則り海外のものと比較したものが以下の図表 3.1 である。

⁸³ https://www.jftc.go.jp/soshiki/nenpou/index_files/r1nenpou.pdf

⁸⁴ 正式名称「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」

図表 3.1 競争法の適用除外の国際比較（類型別）

	日本	米国	EU	英国	ドイツ
政府行為及び政治的行為への適用除外	該当なし	ステートアクション理論 地方政府反トラスト法 ノア・ペニン トン理論	該当なし	該当なし	該当なし
大臣介入制度	該当なし	該当なし	該当なし	担当所管大臣 介入制度	連邦経済・エ ネルギー大臣 承認制度
特定の産業に対する例外的措置	保険業法等16 法律21制度	農水業、メ ディア産業等 23法律	流通、自動車 流通・サービ ス、海運、交 通各産業への 一括適用免除	水法（水道事 業者企業結合 審査における 監督機関への 諮問義務）	農業、出版業、 公共水道事業、 運輸連合
消費者の利益に適用除外	知的財産権の 行使行為 一定の組合の 行為 再販売価格維 持契約 地域特例法	国家共同研究 開発・生産法 標準化機関促 進法 労働組合（ク レイトン法6 条）	EU機能条約第 101条3項（業 務提携） EU機能条約第 106条2項（一 般的経済利 益）	企業結合審査 での関連顧客 便益の考慮	該当なし

表から明らかなように、政府による行為や政治的行為への適用除外制度や、大臣介入制度に該当する制度は日本には存在しない。また、各種産業法に関するものでも、英国の水法に規定されている水道事業者の企業結合に関する諮問制度や、米国のチャリティ目的金融商品や大学での奨学金、スポーツのテレビ放映に関する適用除外に相当するものは無い。消費者利益に関するものは概ね海外と同様の内容となっているが、様々な規格の標準化活動が特徴的な米国における標準化機関への例外的措置（後記 3.2.2 節）は米国特有のものである。

3.1.2.6. 小括

各国・地域における例外的措置はそれぞれの経済等の環境に応じて規定されているため多種多様な内容となっているものの、大枠では 3.1.1 節での 4 類型に分類することが可能である。今回の調査対象とした国・地域では 4 類型全ての例外的措置を設けているところはなく、日本においては政府行為適用除外及び大臣承認制度の 2 類型に相当するものが存在しない。また、産業に応じた適用除外や消費者利益に適用除外においても、対象となる産業や行為内容に差異がある。今後、日本の経済環境が変化し独禁法の例外的な執行が

社会的・経済的に必要となった場合にはこれら他国・地域の事例を参照することが有益であろう。

また、新型コロナウイルス感染症対策にあたり各国・地域の競争当局が講じた手段も、平時の例外的措置同様に多種多様であったことが確認できる。経済のみならず公衆衛生上の緊急事態においても競争当局が果たし得る、柔軟かつ重要な役割と手段が示された内容となっており、本節の整理が後学に資することを期待したい。

3.2. 競争法上の例外的な措置に関する事例

以下では、産業政策の観点から競争法の例外規定が設けられている2つの事例を取り上げ、その詳細について説明を行う。

3.2.1. 事例①：ドイツの運輸連合

ドイツでは「運輸連合」と呼ばれる地域交通事業者間の提携が行われ、その下で、事業主体の相違や輸送モード間の垣根を意識させない共通運賃制度の運用、物理的及び時間的な抵抗を感じさせない乗り継ぎの実践などを通じて、利用者利便性の優れた近距離公共交通サービスが提供されている。運輸連合を含むドイツの公共交通事業者間の提携はドイツ競争法におけるカルテル禁止規定の適用除外とされている。

3.2.1.1. 制度概要

ドイツにおける運輸連合（Verkehrsverbund）とは、土方（2010）⁸⁵によれば、公共交通事業者による一元化された賃率のもとでの共通運賃制度の運用や相互に連携した路線やダイヤの構築を目的とした提携であり、また、法的に独立しかつ専属の人員と自主財源を有する事業体のことであり、ドイツ全体で約60の運輸連合が存在する。小林（2017）⁸⁶によれば、運輸

⁸⁵ 土方まりこ（2010）「ドイツの地域交通における運輸連合の展開とその意義」運輸と経済、第70巻、第8号

⁸⁶ 小林大祐（2017）「ドイツ都市交通行政の構造」晃洋書房

連合は地域ごとに設立され、ほぼすべての公共近距離旅客輸送（ÖPNV）⁸⁷の交通事業者が運輸連合のいずれかに加盟している。

下記図表 3.2 の通り、ドイツには運輸連合と同様の公共交通事業者による提携として、運輸連盟（Verkehrsgemeinschaft）、運賃連盟（Tarifgemeinschaft）、部分的な提携（partielle Kooperation）などの提携もある。運輸連合は、その提携の対象が運賃に限定されずダイヤの構築等幅広い業務範囲を含んでおり、また、法的に独立した事業体を実施することから、他と比べて最も強い提携方法である。

図表 3.2 ドイツ公共交通事業者提携の類型と内容

類型	提携内容
運輸連合 (Verkehrsverbund)	一元化された賃率のもとでの共通運賃制度の運用、及び相互に連携した路線やダイヤの構築を実現。ただし、法的に独立し、かつ専属の人員と自主財源を有する事業体が、自らの責任のもとでこの任務を遂行。
運輸連盟 (Verkehrsgemeinschaft)	一元化された賃率のもとでの共通運賃制度の運用、及び相互に連携した路線やダイヤの構築を実現。ただし、運輸連合の場合とは異なり、独立した組織は特に設立されず、任務遂行に関する責任は個々の交通事業者が担う。
運賃連盟 (Tarifgemeinschaft)	一元化された賃率のもとでの共通運賃制度の運用を実現。その前提として、輸送条件の共通化はプールした運賃収入の分配について、交通事業者間における事前の合意の形成をとらなう。
部分的な提携 (partielle Kooperation)	必要に応じて、設備面における乗継ぎの利便性の改善、ダイヤ面での提携、乗車券の相互利用などを実現。

出所：土方まりこ (2010) 「ドイツの地域交通における運輸連合の展開とその意義」運輸と経済、第 70 巻、第 8 号

運輸連合は、政策レベルでの交通計画として、交通事業者が当該計画に応じて業務を実施する場合におけるマネジメントの役割を担うが、より具体的には主として以下の 3 種類の業務に従事する。

⁸⁷ ÖPNV（Öffentlicher Personennahverkehr）は平均輸送時間が 1 時間以内あるいは輸送距離が 50km 以内の交通事業者のことである。バス、路面電車、地下鉄、フェリー、近距離列車などが該当し、長距離バス、長距離列車、航空などは該当しない（小林 (2017)）。

① 交通事業者間の運賃設定・運航スケジュール等に関わる調整

- 運賃と運行スケジュールの設定

② 調整の下で競争を維持するための業務

- 運輸連合にプールされた収入の交通事業者に対する分配スキームの策定とそれに基づく実施
- 運輸連合の域内で事業を行う交通事業者の選定

③ その他の業務

- 交通施設・インフラ計画
- マーケティング活動)

運輸連合の財源は運賃収入と地方自治体（州・都市・群）からの補助金であり、運賃収入は運輸連合にプールされ、上記②に述べる通り、運輸連合が加盟交通事業者に対してパフォーマンスに基づき収入を分配する。

3.2.1.1.1. 業務と適用除外の内容

このうち、交通事業者間の運賃設定・運航スケジュール等に関わる調整の業務は運輸連合に属する公共交通事業者間のカルテルに相当するものである。しかし、運輸連合による上記の調整業務はドイツ競争法における「カルテルの禁止」（1 条）の適用除外となる。

3.2.1.1.2. 目的と沿革

運輸連合は、1965 年にハンブルク市で結成された「公共交通事業者間の協同組織」（ハンブルク運輸連合）に端を発する。このハンブルク運輸連合は、近距離輸送市場では公共交通機関のシェアが自家用車に奪われているという当時の状況において、地域交通事業者がシェアの回復を目的として設立したとされている（土方 (2010)）。当時、ドイツの各都市では、各交通事業者が独立に交通サービスを提供した結果としてサービスやインフラの重複が

生じ、利用者の乗り換えに伴い運賃がかさむなどして公共交通の魅力が低下していたこと、自家用車の普及に伴い道路渋滞が発生しており、都市機能回復のために公共交通機関の利用者を増加させる必要性が生じていることなどの問題が、行政によって認識されていた。

ハンブルク運輸連合は、交通事業者間の協働により「一元化された運賃体系のもと、一枚の乗車券で、互いに有機的に結節された交通機関の利用」を可能にし、利用者利便性の向上を図ったのである。その後、1970年代入ってからはハンブルク運輸連合以外にもミュンヘンやフランクフルト等の西ドイツの大都市においても運輸連合が結成された。

1973年、ドイツ競争法の第二次改正により、運輸連合はドイツ競争法1条適用除外の対象となった。そして1998年には旅客輸送法（PBefG）の改正により輸連合がドイツ競争法におけるカルテル禁止規定の適用除外となることが定められた。

3.2.1.2. 関連法

運輸連合が行う「①交通事業者間の運賃設定・運航スケジュール等に関わる調整」（3.2.1.1節）の業務は運輸連合に属する公共交通事業者間のカルテルに相当するものであり、競争法に反する可能性がある。

ドイツ国内で適用され得る競争法には、EU競争法とドイツ競争法があるが、運輸連合はドイツ国内における公共交通の提携であるから、専らドイツ競争法が問題となる。より具体的には、運輸連合による上記の調整業務はドイツ競争法における「カルテルの禁止」（1条）に違反する可能性がある⁸⁸。

運輸連合の下では、当該調整業務はドイツ競争法1条の適用除外となる。適用除外の根拠となる規定は、鉄道以外の公共交通機関と鉄道の場合で異なり、鉄道以外の公共交通機関（バス、タクシーなど⁸⁹）については旅客輸送法（Personenbeförderungsgesetz; PBefG）8条3b項により、鉄道に関しては一般鉄道法（Allgemeines Eisenbahngesetz）12条7項により適

⁸⁸ 1条は「事業者間の合意、事業者団体の決議及び相互協調的行為は、競争の阻害、制限、もしくは歪曲を目的とするか、もしくはそれらをもたらす場合は禁止される。」との規定である。

⁸⁹ より具体的には以下の公共交通機関が該当する。路面電車、地下鉄、モノレール等の軌道事業、トロリーバス、自動車路線運送事業（バス）、自動車不定期運送事業（タクシー、貸切バス）

用除外となる。いずれの規定においても、運賃や運行スケジュール等を統合することを目的とした提携はドイツ競争法 1 条を適用しないことが規定されている。

3.2.1.3. 手続き

運輸連合は監督当局への事前登録が必要である。ここで監督当局とは日本の国土交通省に相当する連邦交通・建設・都市開発省 (BMVI)ではなく、州や群 (Landkreis) ごとに通常は地域行政の一部門として存在する地域当局のことである。

競争当局である連邦カルテル庁に対する手続・事前協議等は何ら必要なく、また、事後的にもこの適用除外に関わる監視等を行われない。

3.2.1.3.1. 適用外行為

運輸連合の下で実施することにより競争法の適用除外となるのはカルテルの禁止（ドイツ競争法 1 条）のみであり、他の行為については必ずしも適用除外の対象とはならない。具体的には、支配的地位濫用の禁止（ドイツ競争法 19 条）や企業結合規制（ドイツ競争法 35 条から 43a 条）は適用除外の対象とはならない。

運輸連合が市場支配的地位を有する場合に、それを背景にして消費者に対して不利な取引条件（例えば高い運賃）等を強いることは、市場支配的地位の濫用（ドイツ競争法 19 条）となる。連邦カルテル庁は運輸連合を監視しており、支配的地位濫用に該当するかの判断は連邦カルテル庁と監督当局の相談の下でなされる。

また、運輸連合の設立が反競争的な効果を持つ可能性がある場合には、企業結合規制の対象となり、連邦カルテル庁による事前審査が行われる（ドイツ競争法 35 条から 43a 条）。

3.2.1.4. 競争の担保

運輸連合による調整業務がドイツ競争法の適用除外となった場合、協調的行動によって交通事業者間で運賃のつり上げや運行本数の減少といった競争制限的行為が行われる可能性がある。

しかし運輸連合は、運輸連合にプールされた運賃収入を参加する各交通事業者に配分するにあたって各社のサービスの質を考慮する方法を採用し、また、運輸連合がカバーする運行

ルートを競争入札等で決定する際に競争入札によって交通事業者を選定するなど、運輸連合に参加する交通事業者間での競争を維持する仕組みを採用している。

3.2.2. 事例②：米国の共同開発・生産と標準化活動

3.2.2.1. 制度概要

3.2.2.1.1. 適用除外内容

1993年に制定された国家共同研究開発・生産法（The National Cooperative Research and Production Act of 1993）によって、ジョイントベンチャーによる特定の共同研究開発と生産を目的とする事業活動に対し、反トラスト法上の特例を適用することが規定されている。更に、同法は2004年に標準化機関促進法（The Standards Development Organization Advancement Act of 2004）により改正され、標準化機関による標準化活動⁹⁰も特定の条件を満たした場合、特例が適用されることとなっている。

ジョイントベンチャーと標準化機関に適用されうる具体的な特例内容は以下の3点である。

- 反トラスト法上の分析にあたり当然違法ではなく合理の原則を適用すること
- 反トラスト法に係る訴訟を提訴され勝訴した場合は弁護士費用等の訴訟費用を原告に負担させること
- DOJとFTCに適切な届出をしている場合、賠償額につき損害額相当を上限とし、3倍賠償制度⁹¹を適用しないこと

合理の原則の適用と訴訟費用の回復については自動的に適用されるが、3倍賠償制度の非適用についてはDOJ及びFTCへの届出が条件となっている。なお届出の後に当局による監

⁹⁰ 製品やデータ、サービスについてある一定の標準を定める機関を標準化機関と言い、日本ではJIS規格を定める日本産業標準調査会が代表的である。

⁹¹ 実際に生じた損害額の3倍額までを賠償額として裁判所が認めている制度。反トラスト法ではクレイトン法第4条にて規定されている。

督等は設けられていないが、ベンチャー参加者や標準化活動に変化が生じた際には追補的な届出をすることが義務付けられている。

3.2.2.1.2. 目的と沿革

連邦議会は 1993 年に国家共同研究開発・生産法を施行する際、事業活動の十分な開示を競争当局に対して行うことを条件に、ジョイントベンチャーを通じた企業間の競争促進的な共同研究開発・生産活動を奨励することをその目的としている。

また、2 年後の 1995 年に国家技術移転促進法（The National Technology Transfer and Advancement Act of 1995）を施行した際には、自主規格標準化機関により規定された技術標準が国家経済に与える影響の重要性に鑑み、連邦機関に対してそれらの標準に可能な限り従うことと標準化活動に継続的に従事することを求めた。これ以降、自主規格標準化機関によって定められた技術標準は政府が定めていた数千もの標準を代替し、経済活動が全国的により統一かつ効率的なものとなっていった。このような時勢下でありながら、政府機関によって規定された標準は反トラスト法の規制対象とならない一方で、民間の標準化機関はしばしば規制対象となることがあった。この状況が続くことにより、自主規格標準化機関が標準化活動を停止させてしまったとしたら政府及び国家経済に重大な財政的費用を生じる恐れがあった。

以上の背景を連邦議会が認め、2004 年に標準化機関も標準化機関促進法の施行に伴い、国家共同開発・生産法に定められるジョイントベンチャーへの特例と同様の庇護が標準化機関にも適用されることとなった。

米国の標準化活動の特徴として、標準規格開発のための中心的な組織や機関があるわけではなく、多数の機関が独自の手順で規格開発を行うという仕組みが挙げられる⁹²。この背景には標準化機関促進法や後記の関連ガイドラインによって、自主規格標準の開発及び採用が奨励されていることも寄与していると考えられる。

⁹² <https://www.maff.go.jp/j/jas/attach/pdf/yosan-14.pdf>

米国以外では、例えば日本では経済産業省が中心となり JIS 規格を、EU では CEN（欧州標準化委員会）等が中心となり EN 規格を開発している。

3.2.2.2. 関連法とガイドライン

3.2.2.2.1. 関連法

本特例を定める国家共同研究開発・生産法及び標準化機関促進法に関連する法令としてはまず米国における独占禁止法である反トラスト法を主に構成するシャーマン法、クレイトン法、連邦取引委員会法が挙げられる。より具体的には、シャーマン法では水平的カルテル行為の禁止及び同行為への当然違法の原則の適用を規定している第1条、独占を形成又は維持する行為の禁ずる第2条が、クレイトン法では3倍賠償制度の第4条及び（ジョイントベンチャーの形態となりうる）企業結合規制の第7条が、連邦取引委員会法では不公正な競争や行為、慣行を禁ずる第5条が、主な関連法といえる。

その他では、先述した連邦機関に対し民間の標準化機関が定めた技術標準に従うことを定めた国家技術移転促進法や、米国消費者安全委員会に対して消費者製品に関する自らの安全標準を普及させるよりは民間機関が定めたものに従うことを定めた消費者製品安全法も関連法といえる。

3.2.2.2.2. ガイドライン

国家共同研究開発・生産法はその制定が1993年であるところ、2000年には研究開発・生産以外のジョイントベンチャーも含んだ包括的なガイドラインとして「Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors」がFTCとDOJの共同で策定されている。また、特にヘルスケア業界に関しては「The Statements of Antitrust Enforcement Policy in Health Care」

「The Statement of Antitrust Enforcement policy Regarding Accountable Care Organizations Participating in the Medicare Shared Savings Program」が、知的財産については「The Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property」がそれぞれ用意されている。

また、標準化活動に関しては行政管理予算局による通達（OMB Circular Number A-119）、米国共通役務庁（General Services Administration, GSA）が定める「Federal Standardization Manual」が公的なガイドラインとして代表的である。前者は政府機関に対し民間標準への準拠と開発協力を規定し、後者は行政官庁（Executive Agency）による官製標準の制定や、民間標準の使用に際してのより詳細なマニュアルとなっている。民間の代表的なガイドラインは米国規格協会（American National Standards Institute, ANSI）が5年に一度

改定を行う「United States Standards Strategy」である。ANSIが米国の標準化活動の中心的機関であることから、本ガイドラインが米国の標準化活動方針として特に重要である。

3.2.2.3. 手続き

3.2.2.3.1. 適用資格

研究開発ベンチャーに対しては本特例の適格要件として、以下の5点のうち少なくとも一つを目的とした事業活動に従事していることを求めている。

- ① 事象や観測事実に関する理論分析、実験、もしくはシステムティックレビュー
- ② 基礎的な工学技術に関する開発もしくはテスト
- ③ 試験的生産及びモデル、試行品、装置、機器、工程の試験を例とする、実験もしくは実証を目的とした研究成果や科学技術理論の実務的応用
- ④ 製品、工程、サービスに係る生産ベンチャーが行っている生産に関する試験
- ⑤ 研究もしくは生産に関する情報の収集、交換、分析

生産ベンチャーに対しては、研究開発ベンチャーの④、⑤の目的に加えて、自身が製品、工程、サービスの生産を目的としている場合にも適格であるとしている。ただし、生産ベンチャーには更に、(i)主要な生産設備が米国もしくは米国海外領土内にあり、かつ、(ii)ベンチャーを運営する各人が米国人もしくは、生産ジョイントベンチャーへの参加に関して米国人を差別的に扱わない国の出身者であることも追加的に要件としている。

標準化機関については、自主規格を計画、開発、設立、もしくは調整する国内又は国際機関のうち、公明、公平、公正かつ異議申立が可能であり、行政管理予算局の通達⁹³に沿った手順を用いている機関であることを要件としている。なお、標準化機関に所属する各個の企業・団体は標準化機関自体とは見なされない。

⁹³ Circular Number A-119

3.2.2.3.2. 適用外行為

前節の適用資格を満たしたジョイントベンチャー及び標準化機関についても、全ての行為が特例の適用対象となるわけではない。以下に挙げるジョイントベンチャーの事業活動については特例の適用範囲外とされている。

- ① 競合者間で費用、売上、利益率、価格についての情報や、製品、工程、サービスのマーケティングや分配に関する情報を、ベンチャーの目的に照らして非合理にもかかわらず交換すること
- ② ベンチャー参加者による製品、工程、サービスのマーケティング、分配、供給に関する合意等を締結すること（ただし、ベンチャー参加者間の分配、ベンチャー事業を通じて得られた特許や企業秘密の取扱いの一部認められている）
- ③ 当該ベンチャー事業によっていない製品、工程、サービス、発明の販売、ライセンス又は共有を制限又は要求する合意等を締結すること、もしくはベンチャー参加者にベンチャー事業以外での研究開発活動への参加を制限又は要求する合意等を締結すること
- ④ 競合企業と市場を分割をする合意等を締結すること
- ⑤ 競合者間で（当該ベンチャー事業以外の）製品、工程、サービスの生産に関する情報をベンチャーの目的に照らして非合理にもかかわらず交換すること
- ⑥ （当該ベンチャー事業以外の）製品、工程、サービスの生産に関する合意等を締結すること
- ⑦ 新製品生産や新技術採用が無いにもかかわらずベンチャー事業の製品、工程、サービスの生産に既存設備を使用すること
- ⑧ ベンチャー参加者にベンチャーの目的に照らして非合理的な単独又は共同行為への参加を制限又は要求する合意等を締結すること

また、標準化機関については以下の活動が特例の適用範囲外とされている。

- (1) 競合者間で費用、売上、利益率、価格についての情報や製品、工程、サービスのマーケティングや分配に関する情報を、自主規格標準を開発、普及させたり適合性評価に用いたりするといった目的に照らして不合理にもかかわらず交換すること

(2) 競合者と市場を分割する合意等を締結すること

(3) 商品やサービスの価格を定める又は抑制する合意等を締結すること

以上のように、研究開発や生産と比べてより消費者に近い段階でのマーケティングや販売についての共同行為や、ベンチャー事業外で参加者が各々に提供している製品・サービスについて何らかの制限を設けるような合意は特例の適用外であり、当然違法の原則が適用される可能性が残されている⁹⁴。

3.2.2.3.3. 届出内容

特例適用のための届出はジョイントベンチャー結成や標準化活動開始の当初に提出する原本用と、構成員の変化等に応じて提出する追補用の二種類がある。原本用のものはジョイントベンチャーの場合には結成の合意が文書にて締結された日から 90 日以内、標準化機関の場合には標準化活動を開始した日から同じく 90 日以内に FTC と DOJ 双方に提出されなければならない。

原本用届出の内容は以下の 3 点からなる。

- ジョイントベンチャー・標準化機関の基本情報と活動に関する情報：
具体的には名称、所在地、活動の内容や性質、目的が含まれる。更に、生産ベンチャーの場合には、生産ベンチャーであることが明記されていること及びベンチャーを運営する人物の国籍と主要設備の所在地が上記適用要件の確認のため必要とされている。
- 連邦官報通知（Federal Register notice）の草稿：
届出受領後に DOJ が公表するための連邦官報通知の草稿の提出が求められている。草稿の内容として名称、所在地、活動の概説を含むこととなっている。司法省のウェブページ⁹⁵から草稿のフォーマットをダウンロードすることが可能となっている。
- 連邦官報通知内容の承認者の連絡先：
連邦官報通知は DOJ によって公表される前に提出者による承認を必要としている。そのため、承認権者の連絡先も届出の内容として指定されている。

⁹⁴ “Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors”
https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/public_events/joint-venture-hearings-antitrust-guidelines-collaboration-among-competitors/ftcdojguidelines-2.pdf

⁹⁵ <https://www.justice.gov/atr/filing-notification-under-ncrpa>

適切な届出を受領後 DOJ はジョイントベンチャー又は標準化機関の構成団体と活動に関する連邦官報通知を公表する。連邦官報通知の公表前であれば届出は随時取り下げが可能だが、その場合特例は適用されない。

3.2.2.4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対処のための特例的取組み

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延を受け、米国国民の健康と安全を保守するためには連邦・州・地方政府及び民間企業の連携が前例の無いレベルで必要であり、その連携を（競合企業間においても）反トラスト法に違反せず、競争促進的なものとするための方法を公に周知する共同声明⁹⁶が DOJ と FTC から 2020 年 3 月に発表されている。

同声明の中では過去のガイドライン等から抜粋した反トラスト法に違反しない連携の例の紹介だけでなく、事態の緊急性に鑑みた特例的取組みを両局が行うことも発表されている。その特例的取組みの一つに、ジョイントベンチャーが困窮地域への製品供給、現存設備の拡張、新製品・サービス開発には必要であるため、国家共同研究開発・生産法と標準化機関促進法に基づく届出の処理を迅速化することが挙げられている。

共同声明中でのその他の特例的措置には、両局へ提出された事業活動が反トラスト法に抵触するかどうかの相談案件への回答に通常数ヶ月要するところ、特に公衆衛生に係るものについては 7 日以内に回答すること及び、COVID-19 の蔓延とその余波に対処する活動を評価する際には緊急事態であることを考慮することが挙げられている。

参考文献

文献

- Autorité
 - (2020) “Behavioural Remedies”
https://www.authoritedelaconcurrency.fr/sites/default/files/2020-01/eng_comportementaux_final_en.pdf
 - (2020) “Merger Control Guidelines of the Autorité de la concurrence”
https://www.authoritedelaconcurrency.fr/sites/default/files/Lignes_directrices_concentrations_2020_EN_adlc.pdf

⁹⁶ https://www.ftc.gov/system/files/documents/public_statements/1569593/statement_on_coronavirus_ftc-doj-3-24-20.pdf

- (2019) “The Autorité de la concurrence opens a public consultation in order to revise its merger guidelines”

<https://www.autoritedelaconcurrence.fr/en/press-release/autorite-de-la-concurrence-opens-public-consultation-order-revise-its-merger>
- (2018) “27 July 2018: Fnac's acquisition of Darty”

<https://www.autoritedelaconcurrence.fr/en/communiqués-de-presse/27-july-2018-fnacs-acquisition-darty>
- BkartA
 - “Übersicht über die bisherigen Anträge auf Ministererlaubnis nach § 24 Abs. 3/§ 42 GWB”

https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/Wettbewerbspolitik/antraege-auf-ministererlaubnis.pdf?__blob=publicationFile&v=9
- CMA
 - (2020) “CMA coronavirus (COVID-19) response”

<https://www.gov.uk/government/collections/cma-covid-19-response>
 - (2020) “COVID-19: [CMA](#) approach to essential business cooperation”

<https://www.gov.uk/government/news/covid-19-cma-approach-to-essential-business-cooperation>
- Cook etl al.(2020) “Recent Developments in EU Merger Remedies” Journal of European Competition Law & Practice, 2020, Vol. 11, No. 5-6.
- EC（あるいは DG Comp 発行の文献）
 - (2008) “Commission Notice on Remedies”

<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2008:267:0001:0027:EN:PDF>
 - (2021) “final decisions – june 96”

<https://ec.europa.eu/competition/mergers/statistics.pdf>
 - (2021) “Merger Cases”

https://ec.europa.eu/competition/elojade/isef/index.cfm?clear=1&policy_area_id=2
 - (2019) “Mergers: Commission alleges Telefónica breached commitments given to secure clearance of E-Plus acquisition”

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_19_1371
 - (2020) “State aid Scoreboard 2019”

https://ec.europa.eu/competition/state_aid/scoreboard/state_aid_scoreboard_2019.pdf
 - (2020) “State aid: Commission puts forward initiatives to further facilitate implementation of recovery and coronavirus support measures”

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_2494

- (2020) “Antitrust: Commission provides guidance on allowing limited cooperation among businesses, especially for critical hospital medicines during the coronavirus outbreak”

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_618

- Commission Regulation No 330/2010, 461/2010, 316/2014, 218/2020, 1217/2010, 436/2020, 169/2009.

- ECN.(2020) “Antitrust: Joint statement by the European Competition Network (ECN) on application of competition law during the Corona crisis”

https://ec.europa.eu/competition/ecn/202003_joint-statement_ecn_corona-crisis.pdf

- FTC & USDOJ

- (2020) “Merger Remedies Manual”

<https://www.justice.gov/atr/page/file/1312416/download>

- (2012) “Negotiating Merger Remedies”

<https://www.ftc.gov/tips-advice/competition-guidance/merger-remedies>

- (2010-2019) “Hart-Scott-Rodino Annual Report”

<https://www.ftc.gov/policy/reports/policy-reports/annual-competition-reports>

- (2020) “Assistant Attorney General Makan Delrahim Announces Re-Organization of the Antitrust Division's Civil Enforcement Program”

<https://www.justice.gov/opa/pr/assistant-attorney-general-makan-delrahim-announces-re-organization-antitrust-divisions-civil>

- (2017) “The FTC’s Merger Remedies 2006-2012”

https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/ftcs-merger-remedies-2006-2012-report-bureaus-competition-economics/p143100_ftc_merger_remedies_2006-2012.pdf

- (2020) “Merger Retrospective Program”

<https://www.ftc.gov/policy/studies/merger-retrospectives>

- (2020) “Re: AmerisourceBergen Corporation Business Review Request Pursuant to COVID-19 Expedited Procedure”

<https://www.justice.gov/atr/page/file/1269911/download>

- (2020) “JOINT ANTITRUST STATEMENT REGARDING COVID-19”

https://www.ftc.gov/system/files/documents/public_statements/1569593/statement_on_coronavirus_ftc-doj-3-24-20.pdf

- (2021) “BUSINESS REVIEW LETTERS AND REQUEST LETTERS”

<https://www.justice.gov/atr/business-review-letters-and-request-letters#page-2021>

- (2020) “Justice Department and Federal Trade Commission Jointly Issue Statement on COVID-19 and Competition in U.S. Labor Markets”

<https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-and-federal-trade-commission-jointly-issue-statement-covid-19-and>
- (2000) “Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors”

https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/public_events/joint-venture-hearings-antitrust-guidelines-collaboration-among-competitors/ftcdojguidelines-2.pdf
- (2018) “FILING A NOTIFICATION UNDER THE NCRPA”

<https://www.justice.gov/atr/filing-notification-under-ncrpa>
- HANSARD SOCIETY.(2020) “Coronavirus Statutory Instruments Dashboard”

<https://www.hansardsociety.org.uk/publications/data/coronavirus-statutory-instruments-dashboard>
- OMB.(1998) “CIRCULAR NO. A-119”

<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2017/11/Circular-119-1.pdf>
- Parker v. Brown, 317 U.S. 341, 350-51 (1943)
- Smith, A. F.(1981) “Determining Federal Instrumentality Immunity under the Robinson-Patman Act” Chicago-Kent Law Review, 1981, Vol. 57, 1179.

Available at: <https://scholarship.kentlaw.iit.edu/cklawreview/vol57/iss4/16>
- Western Star Hospital Authority, Inc. v. City of Richmond, Virginia et. al., 19-1977 (4th Cir. Jan. 19, 2021).
- WHO.(2020) “Novel Coronavirus – China”

<https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/>
- 泉水文雄（2001）「ドイツにおける競争政策 —1998 年の第 6 次改正とその後—」

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~sensui/sensui01.pdf>
- 経済産業省（2018）「電力市場における競争状況の評価」

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/077_03_02.pdf
- 経済産業省 資源エネルギー庁
 - 2020 年「総合エネルギー統計」

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/results.html#headline7
 - 2021 年「原子力政策の状況について」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/001/

- 2018 年「第 16 回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 資料 5」

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/016.html

- 2018 年「新しくなった「エネルギー基本計画」、2050 年に向けたエネルギー政策とは？」

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/energykihonkeikaku.html>

- 公正取引委員会

- 2020 年「米国 (United States)」

<https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/u/america.html>

- 2018 年「EU(European Union)」

<https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/e/eu.html>

- 2020 年「令和元年度年次報告」

https://www.jftc.go.jp/soshiki/nenpou/index_files/r1nenpou.pdf<https://www.hitachi.co.jp/IR/library/irday/index.html>

- 公正取引委員会 CPRC

- 2014 年「諸外国の企業結合規制における行動的 問題解消措置に関する研究」

https://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index_files/cr-0414.pdf

- 2011 年「保険業における競争法の適用除外制度に関する 比較法的研究 – E U 競争法との比較検討を中心として –」

https://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index_files/cr-0511.pdf

- 小林大祐（2017）「ドイツ都市交通行政の構造」晃洋書房

- 中部電力株式会社（2020）「第 96 期有価証券報告書」

https://www.chuden.co.jp/ir/ir_siryoyukashoken/_icsFiles/afieldfile/2020/06/26/96yuho_2.pdf

- 一般社団法人電子情報技術産業協会（2019）「JEITA、5G の世界需要額見通しを発表」

<https://www.jeita.or.jp/japanese/topics/2019/1218-2.pdf>

▪ 東京電力ホールディングス株式会社

- 2019 年「原子力発電事業（沸騰水型軽水炉）に係る共同事業化の検討に関する基本合意書の締結について」

https://www.tepco.co.jp/press/release/2019/1516677_8709.html

<https://www.tepco.co.jp/press/release/2019/pdf3/190828j0101.pdf>

- 2019 年「原子力発電事業（沸騰水型軽水炉）に係る共同事業化の検討に関する基本合意書の締結について」

<https://www.tepco.co.jp/press/release/2019/pdf3/190828j0101.pdf>

- 2020 年「第 96 期有価証券報告書」

https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/securities_report/pdf/202006-j.pdf

- 2020 年「数表でみる東京電力各号機の概要」

<https://www.tepco.co.jp/corporateinfo/illustrated/nuclear-power/nuclear-plants-j.html>

- 2020 年「数表でみる東京電力事業規模」

<https://www.tepco.co.jp/corporateinfo/illustrated/business/business-scale-j.html>

- 2020 年「廃炉中長期実行プラン 2020」

https://www.tepco.co.jp/decommission/information/newsrelease/reference/pdf/2020/1h/rf_20200327_1.pdf

▪ 株式会社東芝

- 2020 年「2020-2021 会社案内」

https://www.global.toshiba/content/dam/toshiba/jp/outline/corporate/common-assets/corporateprofile_j.pdf

- 2020 年「第 181 期有価証券報告書」

<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/library/sr/sr2019/tsr2019.pdf>

- 2018 年「英国における原子力発電所建設事業からの撤退に伴う海外子会社の解散及び関係会社株式評価損（個別）の計上に関するお知らせ」

https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20181108_4.pdf

- 東芝エネルギーシステムズ株式会社「納入実績」
https://www.toshiba-energy.com/nuclearenergy/results/index_j.htm
- 株式会社日本経済新聞社
 - 2019 年「中部電社長、原発共同事業に「浜岡は含めず」」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODZ2626M0W1A220C2000000/>
- 一般社団法人日本原子力産業協会
 - 2008 年「日本の原子力発電の概要（プレスキット）」
http://www.jaif.or.jp/ja/joho/press_kit2008-hatsuden.pdf
 - 2020 年「原子力発電に係る産業動向調査 2020（2019 年度調査）報告書」
https://www.jaif.or.jp/about/publication/sangyodoukou2020_report
- 土方まりこ（2010）「ドイツの地域交通における運輸連合の展開とその意義」運輸と経済、第 70 巻、第 8 号
- 株式会社日立製作所
 - 2020 年「第 151 期有価証券報告書」
https://www.hitachi.co.jp/IR/library/stock/hit_sr_fy2019_4_ja.pdf
 - 2020 年「主要財務データ（IFRS）」
https://ssl4.eir-parts.net/Custom/public/qir/6501/c6qtk3q/hc/pdf/fh2020_ifrs_ja.pdf
 - 2018 年「Hitachi IR Day 2018」
<https://www.hitachi.co.jp/IR/library/irday/backnumber/index.html>
 - 2019 年「Hitachi IR Day 2019」
<https://www.hitachi.co.jp/IR/library/irday/index.html>
 - 2020 年「英国原子力発電所建設プロジェクト事業運営からの撤退について」
<https://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2020/09/0916.html>
- 日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社「BWR の建設」

<https://www.hitachi-hgne.co.jp/results/bwr/index.html>

- フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー外国法事務弁護士事務所（2019）「平成 30 年度産業経済研究委託事業 主要国における経済・社会環境と競争政策に関する制度 報告書」

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000740.pdf

- 株式会社三菱総合研究所
 - 2019 年「平成 30 年度原子力の利用状況等に関する調査（諸外国における原子力政策等動向調査）調査報告書」

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000404.pdf

- 2020 年「令和元年度原子力の利用状況等に関する調査（国内外の原子力産業に関する調査）報告書」

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000012.pdf

- 2018 年「平成 29 年度 新たな種類の JAS 規格調査委託事業 調査報告書」

<https://www.maff.go.jp/j/jas/attach/pdf/yosan-14.pdf>

- 文部科学省 原子力科学技術委員会 原子力人材育成作業部会（2016）「資料 1 原子力人材・技術の維持について（日本電機工業会 提供資料）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/079/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/03/23/1368634_1.pdf

事例

米国

- Response to the AmerisourceBergen Corporation's Request for a Business Review Letter, 2020, <https://www.justice.gov/atr/response-columbia-fuel-services-and-lanmar-aviation-incs-request-business-review-letter>
- Response to Response to McKesson Corporation, Owens & Minor, Inc., Cardinal Health, Inc., Cardinal Health, Inc., Medline Industries, Inc., and Henry Schein, Inc.'s Request for a Business Review Letter, 2020, <https://www.justice.gov/atr/page/file/1266511/download>
- Response to the National Pork Producers Council's Request for a Business Review Letter, 2020, <https://www.justice.gov/atr/page/file/1276981/download>

- Response to Eli Lilly and Company, AbCellera Biologics, Amgen, AstraZeneca, Genentech, and GSK's Request for a Business Review Letter, 2020, <https://www.justice.gov/atr/page/file/1297161/download>
- Response to ecoHair Braiders Association's Request for a Business Review Letter, 2020, <https://www.justice.gov/atr/page/file/1331466/download>
- Response to Baxalta, Emergent BioSolutions, Grifols Therapeutics, and CSL Plasma's Request for a Business Review Letter, 2020, <https://www.justice.gov/atr/page/file/1352826/download>
- FTC v. Phoebe, 568 U.S. 216 (2012)
- North Carolina Dental Board v. FTC, 574 U.S. 494 (2015)

NERA

ECONOMIC CONSULTING

NERA Economic Consulting

〒107-0052

東京都港区赤坂 9-7-1

ミッドタウン・タワー16階

www.nera.com

二次利用未承諾リスト

報告書の題名 我が国基盤産業の競争環境及び諸外国の企業結合等に係る競争政策の動向に関する調査 調査報告書

委託事業名 令和2年度産業経済研究委託事業

受注事業者名 NERAエコノミックコンサルティング
(登記名 オリバーワイマングループ株式会社)

[illegible]

(様式2)